

第二十六回国会 参議院内閣委員会會議録第三十三号

昭和三十三年五月十四日(火曜日)午前十一時八分開会

出席者は左の通り。

委員長 亀田 得治君
理事 上原 正吉君
大谷 藤之助君
秋山 長造君
竹下 豊次君

委員

植竹 春彦君
木村 篤太郎君
追水 久常君
前田 佳郎君
松岡 平市君
松村 秀逸君
荒木 正三郎君
伊藤 顯道君
田畑 金光君
永岡 光治君
八木 幸吉君

政府委員

人事院事務総局 給与局長 瀧本 忠男君
人事院事務総局 給与局長 慶徳 庄意君
内閣総理大臣官房 公務員制度調査室 参事官 尾崎 朝夷君
自治庁財政部長 小林 與三三君
大蔵省主計局 給与課長 岸本 晋君
事務局側 常任委員 杉田 正三郎君
会専門員

本日の會議に付した案件

○一般職の職員に關する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○特別職の職員に關する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○国家公務員共済組合法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○国家公務員共済組合法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
(第二十五回国会継続)

○国家公務員共済組合法の一部を改正する法律案(伊藤顯道君外六名発議)
○公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(亀田得治君) これより内閣委員会を開会いたします。

一般職の職員に關する法律の一部を改正する法律案、特別職の職員に關する法律の一部を改正する法律案、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案、以上、三案を一括して議題に供します。
御質疑のおありの方は、順次御発言を願います。
ちよつと速記をやめて下さい。
午前十一時九分速記中止

午前十一時二十三分速記開始
○委員長(亀田得治君) 速記を起し

それじゃ、地域給關係に入る前に、昨日の國連した点で、秋山君からちよつと質問したいということですから、そ

れを済まして、それから移ることにしますから、御了承願います。

○秋山長造君 人事院へちよつとお尋ねしたいのですが、養護学校ですね。養護学校の教員については、第三表の適用があるのだらうと思うのですが、そう了解してよろしうございますか。

○政府委員(慶徳庄意君) 俸給表の適用範圍の人事院規則案の資料として国会に御提出申し上げてあるわけでありますが、その中の教育職俸給表の適用範圍をあげておられます。第十條にその範圍をあげておられます。どうももうかつで申しわけないのでありますが、国立養護学校はあつたかどうか、ちよつと私ははつきり記憶はないのでありますが、たゞこの養護教諭、養護助教諭といふものはございまして、養護教諭、養護助教諭は、教育職俸給表を適用いたすことに相なっております。

○秋山長造君 この俸給表の適用範圍案という今御指摘のところを見ますと、第十條の二號のところに、「国立大学の學部に置かれる附屬の盲学校又はろう学校に勤務する云々」で、養護学校といふことがないのですが、これは、養護学校はあるのじゃないのですか、養護学校といふ正規の名前のついた学校があるのじゃないのですか。それは、この本を見ておると、私今ちよつと何ページにあつたか見つかぬのだけれど、これであつたか、たしかこの中に、あちこちに養護学校といふのがある。

○政府委員(慶徳庄意君) もう一度はつきり調べますが、国立にはたしか

なかつたと思うのでございます。それで、この人事院の規則案におきまして、これは、御承知の通り、国立のみを対象としてありますので、国立になつたに、養護学校といふものがこの上にはつきり出ていなくなつたとたしか記憶いたしておるのでありますが、その点、もう一ぺんはつきり確かめて、お答え申し上げます。

○政府委員(瀧本忠男君) なお、たゞいま御指摘の現在の關係法令集には、人事院規則でそういう言葉が載つておるのではないかと、お話をございしますが、現在の規則、細則等には、地方のことまで考えまして書いてある部分がございますので、今度の案には、一応国の場合を中心に書いておられるので、多少その間にちよつと出ておるかと思ひます。

○秋山長造君 今の点は、一つ至急に文部省の方で調べて見て下さい。私確かにあると思ひます。私はあると聞いているのに、これを見ると、養護学校といふものが抜けているから、どうしたらうと思つて。

○委員長(亀田得治君) 教育職俸給表の(二)ですね。人事院の区分表、この(二)のところに養護学校があるが、これはなんです、書いてあるでしよう。これは間違ひですか。

○政府委員(瀧本忠男君) ただいまのお話の教育職俸給表の(二)の備考に、養護学校といふのがあるという御指摘でございしますが、ことに養護教諭といふのが書いてあるわけでございます。

○委員長(亀田得治君) いや、私の言

うのは、あなたの方からもちつた区分表の教育職俸給表(二)に、組織といふところに、養護学校といふのが四番目に入つていてはしよう。養護学校があるから、養護教諭といふものがあるの

○政府委員(瀧本忠男君) ただいまの問題につきましては、なおちよつとはつきりいたさぬ点もございしますので、十分調べてお答え申し上げますが、たしか国立学校には、養護学校といふのはあるのではありませんけれども、養護学校といふのは、国立の場合にはなかつたのじゃないから、地方の公立の場合には、養護学校といふのがあ

るようになりまして、お答え申し上げます。分調をしまして、お答え申し上げます。伊藤顯道君 関連。人事院の方では、養護学校はありますが、養護学校はな

いといふことですが、公立の養護学校、現実にはあります。たとえば、一例を申し上げますと、群馬県の太田市に、結核の児童を学ばせながら、学習しながら療養するために、県立の、太田に養護学校が現実にあるわけ

もちろん養護学校は、学校によつて一學級とか二學級當然ありますが、人事院がないといふのは、それは当たらないと思ひます。現実には、養護学校があるわけ

です。であるから、そこに養護教諭もおるし、また養護教諭は、養護学校だけなしに、養護学校の設置せられておる学校にもおるわけ

うことは言えないと思う。現実にはある。ただ数は少ないですね。

○政府委員(瀧本忠男君) ただいま私が申し上げたのは、国立の場合は、養護学校というものはないのじゃないだろうか、はつきりしませんが、公立の場合にはもちろんあります。国立の場合には、養護学校というものはないのじゃないかと思っております。ところが、たまたまわれわれの方から御提出申し上げました代表官職例のところに、養護学校と書いてあるものでありますから、多少あいまいな点があるもので、さらに取り調べて、お答えを申し上げます。

○委員長(亀田得治君) それでは引き続き質問を行なつて下さい。

○永岡光治君 これは、地方自治庁の方にお尋ねいたしますが、御承知の通り、町村合併が行われて、その際、全くと同一条件で、そういう不均衡の是正を行えというのが強い要望事項として出ておたはすであります。いまだにその問題は解決していないのであります。自治庁といたしまして、どういふ御努力をなされておるか。そしてまた、今後の問題であります。この改正の機会において、私たちができればこれを解決したいと考えておるわけですが、自治庁当局としての要望の所信といましようか、そういうところを一つ御説明いただきたいと思ひます。

○政府委員(小林三三君) 合併に伴ひまして、勤務地手当の問題が特に事柄が面倒になったのは、今お話し通りでございます。これは、自治庁だけの気持をここで申し上げてもいいかかと思ひますが、われわれ

れといたしましては、勤務地手当、できるものなら行政区画単位に変えていただく方が一番いいのじゃないかと希望は、かねがね持つておたのでございませう。これは、合併と変りなく、現在の制度がそうなっておりまして、特にこの基本があるのだから、とて、ここにいろいろ勤務地手当制度を、えらぶような機会には、できるだけそういう方向に持つていきたいという希望をもつて、この法律の立案の際にも、いろいろわれわれといたしまして希望も申し上げ、国会でもいろいろ御議論のときにも、そういう御意見を申し上げたことがございませう。この間いろいろな事情がございまして、こういう形で多少はこれで緩和されるということも事実だろつと思ひます。また、今後とも衆議院の方におかれまして、できるだけ早い機会にやろうという御希望のようでもございまして、われわれも、その方向をできるだけ早い機会に実現させたいというふうに考えております。

○永岡光治君 人事院にお尋ねいたしますが、今度のは、体系の合理化という建前で勧告されたのでありますが、その際、地域給について、なるほど昭和二十九年の五月でありましたか、勧告をされたものが生きておるのとは仕方がないのでありますが、町村合併等の問題もあるわけですが、こういう地域給の改訂についての勧告をなぜ合理化しなかつたのか。これだけ残した理由はどこにあったのか。そして今後、従つてどういふふうにこれを措置されようと考えておるか、そういう基本的な問題をお尋ねしたいと思ひます。

○政府委員(慶徳庄吉君) 人事院といたしましては、地域給改訂に関する勧告が、先ほど永岡先生の御指摘のよう、昭和二十九年に勧告をいたしておるわけでありませう。同時に、その勧告におきましては、町村合併等の行われたいものにつきましては、人事院に御委任をお願いしたい。そのつど法律を改正することなくして、人事院規則の運用によりまして、これを時々刻々情勢の変化するのに対応して改訂していくという弾力事項を人事院におまかせ願いたいという趣旨を含めまして、勧告をいたしておるわけでありませう。法形式論を申し上げて申しわけないのでありますが、法形式論からいいたしまして、その勧告は現在でも有効であるといふことは、御指摘の通りであります。ところが、実際問題といたしましては、その後において相当期間の経過もありましたし、さらにまた、従来一万以上もあつた町村が合併されました、四千未満というふうになつて参つておる。当時予想しておつたより以上激減しておるというふうな実態の変化もございまして、また、物価の方面から見ますと、都市と地方とが漸次物価の較差が解消してきておる。もちろん、生計費、賃金等に於いて、依然として相当較差がありませうけれども、少くとも物価では、逐次較差が縮小したて参つてきておるというふうな、勧告におけるいろいろの情勢の変化があつたことも事実でございます。しかしながら、人事院といたしましては、この問題は非常にむずかしい問題でもございませう。また、先ほども申し上げたように、すでに勧告もいたしておるという慣例もございませう。

○政府委員(慶徳庄吉君) 人事院といたしましては、地域給改訂に関する勧告が、先ほど永岡先生の御指摘のよう、昭和二十九年に勧告をいたしておるわけでありませう。同時に、その勧告におきましては、町村合併等の行われたいものにつきましては、人事院に御委任をお願いしたい。そのつど法律を改正することなくして、人事院規則の運用によりまして、これを時々刻々情勢の変化するのに対応して改訂していくという弾力事項を人事院におまかせ願いたいという趣旨を含めまして、勧告をいたしておるわけでありませう。法形式論を申し上げて申しわけないのでありますが、法形式論からいいたしまして、その勧告は現在でも有効であるといふことは、御指摘の通りであります。ところが、実際問題といたしましては、その後において相当期間の経過もありましたし、さらにまた、従来一万以上もあつた町村が合併されました、四千未満というふうになつて参つておる。当時予想しておつたより以上激減しておるというふうな実態の変化もございまして、また、物価の方面から見ますと、都市と地方とが漸次物価の較差が解消してきておる。もちろん、生計費、賃金等に於いて、依然として相当較差がありませうけれども、少くとも物価では、逐次較差が縮小したて参つてきておるというふうな、勧告におけるいろいろの情勢の変化があつたことも事実でございます。しかしながら、人事院といたしましては、この問題は非常にむずかしい問題でもございませう。また、先ほども申し上げたように、すでに勧告もいたしておるという慣例もございませう。

○政府委員(慶徳庄吉君) 人事院といたしましては、地域給改訂に関する勧告が、先ほど永岡先生の御指摘のよう、昭和二十九年に勧告をいたしておるわけでありませう。同時に、その勧告におきましては、町村合併等の行われたいものにつきましては、人事院に御委任をお願いしたい。そのつど法律を改正することなくして、人事院規則の運用によりまして、これを時々刻々情勢の変化するのに対応して改訂していくという弾力事項を人事院におまかせ願いたいという趣旨を含めまして、勧告をいたしておるわけでありませう。法形式論を申し上げて申しわけないのでありますが、法形式論からいいたしまして、その勧告は現在でも有効であるといふことは、御指摘の通りであります。ところが、実際問題といたしましては、その後において相当期間の経過もありましたし、さらにまた、従来一万以上もあつた町村が合併されました、四千未満というふうになつて参つておる。当時予想しておつたより以上激減しておるというふうな実態の変化もございまして、また、物価の方面から見ますと、都市と地方とが漸次物価の較差が解消してきておる。もちろん、生計費、賃金等に於いて、依然として相当較差がありませうけれども、少くとも物価では、逐次較差が縮小したて参つてきておるというふうな、勧告におけるいろいろの情勢の変化があつたことも事実でございます。しかしながら、人事院といたしましては、この問題は非常にむずかしい問題でもございませう。また、先ほども申し上げたように、すでに勧告もいたしておるという慣例もございませう。

○永岡光治君 合理化の線は一応考えたけれども、そこまで手がつかなくなつたという、つづめて言えば、そういう御答弁であります。それと、これは検討を進めて今までもずっと来ておるの、地域給だけは内容を検討してないのか、つまり私の聞きたいのは、七月十八日まで、一応勧告をし、報告をしなければならぬ期限が来ておるの、その際に、当然私は、二十九年の五月に勧告されて、そのまゝ放置されておる地域給の問題でありませう。その間に相当の不均衡が生じておることも事実であらうと思ひます。であります。ましてや町村合併等の問題であれば、なおさらのことであるわけでありませう。そういう問題についてこの際取り扱うというところで検討しておるかどうか、その辺の事情を一つお尋ねをいたしたいと思ひます。

○政府委員(慶徳庄吉君) 先ほどお答え申し上げましたように、人事院として、給与法の第二条第六号にも書いてあります。常時調査研究すること、人事院の責務でございます。従いまして、人事院としては、従来とも常時調査研究を進めて参つたことは事実であります。しかし、これはあくまでも事務当局として調査研究して

参つたのでありまして、人事院という立場において公けに意思表示をするという段階にまで至つていない。それがために、公けには意思表示していない。ところが、公けに真意だろつと思ひながら現状であります。

○永岡光治君 事務当局として資料が整つておる、その取扱ひについての結論を人事官の方で出してない、というふうに承るわけですが、そういうふうに解釈してよいのでしょうか。

○政府委員(瀧本忠男君) 事務当局のことをここでやかく申し上げるわけに参らないのであります。人事院といたしましては、人事院も事務当局も一体でございまして、絶えず研究はいたしております。ただ、先ほどお尋ねの、その勧告のときにでもその問題を取り上げるかどうか、その関係はどうなるか、人事院といたしましては、あらゆる問題、地域給に限らず、いろいろ研究はいたしております。しかし、七月に報告をいたすかどうか、まあ報告はいたすわけでありませう。その際、勧告をあわせてやるかどうか、あるいは地域の問題を取り上げるかどうか、そういうことは、現在のところ何もきまつておりませう。何となくこの機会に申し上げかねますので、その点御了承願ひたいと思ひます。

○永岡光治君 その辺のところはどうもわからないんですが、不合理を認めたい方があるわけですが、しかも、あなた方が勧告されておる二十九年五月のものは実施されておらないのです。それを、この前の答弁によりまして、生きておるからいいのだという話

でございますが、生きておる勧告が実施されてないという事実が一つ、その後、かなりの地域給相互間における不均衡も事実でございます。そういう問題もあわせて、当然私は、二十九年の五月勧告した精神から考えても、ここで手を打つべきが当然だと思ひます。ただ検討しておるだけでなく、それが人事院へまかされておる権限でありまして、かりにも不合理があるとするならば、これこそ五割の開きがあるから勧告をしなきゃならぬとか、あるいはそれ以下ならば報告でとめてよろしいとか、そういう筋合いのものでない、制限はないわけです。不均衡があれば、当然これは是正を行うのが人事院の建前だと思ふ。少くとも二十九年の五月に大へん大幅な、いわば、財源についていふならば、九十二億の所要財源の勧告があつたわけです。これは、ついに流れましたけれども、大体両院の申し合せによれば、その約倍額の、百八十億程度のものが用意されておつたわけですが、それが実現を見ていない今日でありますから、それを催促をするなり、あるいはまた、新しく追加をして勧告するなり、いずれにいたしましても、そのまま放置されてよろしいものでは私はないと思ふ。そうであつては、無責任のそしりを免れないと思ひますから、特にこの人事院の機構の存否の問題が国会で強く取り上げられようとしておる今日の段階でありますので、人事院に対して、保護機関として期待しておる国家公務員はもちろんであります。国会におきましても重大なる関心を持つてゐるわけでありまして、当然私は、それについての終止符なり何なりをつける段階が

きておると思ひのであります。地域給についての考え方というものをもう一度ここでまとめて、二十九年の五月の少くとも勧告が出ておるそのまゝを放置していいという筋合いのものじゃないと思ひのであります。今日実施されてない、それが今日のいいのか悪いのか、あるいはそれに追加する必要があるのかどうか、どうなのか、そういう点については、当然私は、この七月に出さるべき筋合いのものと考えるのであります。また結論が出ないというよりな筋合いのものではない。過去それでは二十九年から今日まで何をしておつたか、こういうことになるわけでありまして、当然私は、七月に勧告さるべき筋合いのものと考えますが、その点はどうぞごさいませうか。もし給与局長でその点答へられないとするならば、人事官に御出席をいただきまして、私はこの点を特にたゞしたいと思ひのであります。

○政府委員(瀧本忠男君) 人事院が勧告をいたしまして、そうしていろいろ、国会におかれましても御修正等もあつたのでありますけれども、まあ事実問題としては、そのまゝになつて参りました。今回この地域給問題を処理しようという事で、こういう案が出ておるやうにわれわれ承知いたしておるわけでありまして、今回の衆議院の修正案を拜見いたしますと、地域給問題は非常にむづかしいから、これを凍結するのである。三月三十一日の現在において凍結するのである。多少の不合理はありますけれども、これを直すという事は、非常に従来の経緯から見て至難であるから、これを凍結するのであるというやうな思想がこの修正案にあるのであります。そういうこと等も、人事院といたしましては、十分承知しなければならぬことであらうかと思ひますが、人事院といたしましては、あくまでこういう給与の問題、ことに今回地域給が廃止されましても、やはり人事院の責務といたしまして、当然研究いたすことになるのでありますから、十分研究はいたしたいと思ひのであります。けれども、現在の段階におきまして、七月にどうやるかというところにつきまして、何もきまつておりませんので、これ以上、何とお答えを申し上げようがない次第であります。

○永岡光治君 これはまあ、事実どういふ内容で勧告ができるのか、報告になるとか、そういう最終結論を求めようという考えは、もちろん私は持つておりませんが、少くとも私の考えとしては、二十九年五月以来そのまゝ放置されているという、こういう現実の事態について、人事院が今日までそれを傍観しておるという事は、これは、責務を十分果たしていないのじゃないか。確かに衆議院の修正におきましては、これを固定しようという考えはありましたが、これは私は、ただいま給与局長の答弁の中からもうかがわれることではあります。この際、やはり不合理のまゝを存置した段階においてそれを固定するという事は、非常に不均衡を生ずるであらうし、また内容においても、私たち多くの疑問を持つてゐるわけでありまして、暫定手当という名目になりましようとも、勤務地の差異による給与に開きのあることは、人事院そのものも認めておるわけでありまして、将来といへども、それは存置すべきであらうという事も、お見通しになつておるだらうと思ひますから、そういう観点からしますならば、やはりこの際、地域給というものについての人事院の考え方を明確に、七月の時期において、国会あるいは政府の方に勧告をされて、それに基づいて、妥当な方法でそれを解決されるということが最も望ましいのではないかと。それには、ぜひとも私は、検討した結論を出してもらいたいと思ひのです。そうでなくては、このまゝやむやみの形で放置することはできないと思ひのです。特に町村合併の問題はそのまゝ放置されておる。二十九年五月の勧告は、依然として実施されてない。今も自治庁の方から報告がありましたが、今また人事院の方からも、自治庁の方からもお話がありました。漸次地域による生計費の差というものは縮まつておる、そういう段階でありますので、それであればなおさらのこと、その段階に立つての正しい妥当な案が示されて、それを基本にして、国会では、これはあせる必要はないのでありますから、あせて拙劣な案を作つて、そうしてあやまちをあとに引くというよりは、むしろ時期はこゝろ二カ月であります。七月というのはごくわずかであります。もう再来月、来月は六月でありますから、そういうあせりはやめて、人事院の検討された、しかもスタッフのおそろいになつておる人事院で妥当と考えられる、そういう勧告に従つて私たちは案をきめた方が最も望ましいと思ひます。ぜひ七月にこの地域給についての結論を、その段

階について、その時期についてでもけつこうであります。人事院の考え方というものを明示していただきたい、強く要望いたしておきます。私の要望を受け入れて、勧告ないしは報告をしていただけるかどうか、その辺のところをお尋ねをいたしたいと思ひのであります。

○政府委員(瀧本忠男君) 同じことを繰り返して、まことに恐縮でございます。現在の段階におきましては、この問題につきまして、人事院はいろいろ研究はいたしておりますけれども、その方針等につきましては、まだ現在何もきまつておりませんので、そのことを繰り返して申し上げる次第であります。

○永岡光治君 私は、その地域給について、どういふ内容にしたがうかという結論をここで出せという事を言つていないのです。その七月の報告ないし勧告の時期までに、人事院は結論を出してもらいたい。そうして国会にこれを報告してもらいたい。できれば委員会の決議としてもらいたいと思ひます。当内閣委員会の一員といたしまして、強く要望したい、こういうことをごさいませ。ぜひそのことの結論を出してもらいたい、こういうやうにお願いをして進むわけでありまして、その点、この要望を一ついれてくれるやうに御尽力いただきたいと思ひますが、まず、私の要望についてのあなたのお考えを一ついただきたいと思ひのです。

○政府委員(瀧本忠男君) ただいまの永岡委員のお話は、賜りまして十分人事官、総裁にお伝え申し上げます。

○永岡光治君　そこで、これは自治庁の方に尋ねるわけでありまして、先般内閣及び地方行政、文教等の合同審査会が行われまして、その際に自治庁長官は、大へん責任がある態度で、しかも堂々たる態度で、はっきりと御答弁いただいたことは、この段階では大へん困難かもしれぬけれども、少くとも昭和三十三年度、つまり来年度の予算においてあります、完全に町村合併に伴う不均衡は是正をいたします。事務当局にもそのことをよく申し、事務当局は十分それを承知して、その方針には寸分の動きもないことをはっきり皆さんにお答えできる、こういうことでございましたが、間違いない、自治庁の事務当局の方でも、その方針で進められておるかどうか、それをお尋ねいたしたいと思ふのであります。

○政府委員(小林興三次君)　われわれといたしましては、これは自治庁だけで済むべき問題でございせんが、自治庁の気持は一貫してあります。一応政府の方針もきまつておりますから、これに持つていくよりしようがない。国会の方におかれましては、御決議がもう衆議院の方でありますので、その趣旨によつて動くよりしようがないのであります。しかし、機会がある限り、できるだけ早い機会に少くとも市町村単位の方に向つていきなり、これは、強い念願を持つておりまして、自治庁といたしましては、できるだけその方向に力を尽したいと思ひます。しかし、今申しました通り、これは、関係各省においてもいろいろ問題がございまして、そういう方面の

協力が得られなければできませんこととございまして、ただ自治庁としての気持だけをしっかりと申し上げておくにとどめたいと思ひます。

○永岡光治君　町村合併に伴う不均衡は、大抵どの程度で済みそうでありませうか。人事院も御調査いただいておりますのであります。一応自治庁の方から、その財源についての、検討をしておることだろふと思ひますので、質問をしてみたいと思ふのであります。

○政府委員(小林興三次君)　これは、実は人事院の方で御調査になつておるのをわれわれも承知いたしておるのをごいしますが、われわれの方でも調べておりますが、今のところ、まだ正確な資料が手に入つておりません。人事院の御調査でいいのかな、もう少し要りやせんかという気持を持つて、調査を進めておるところでございまして。

○永岡光治君　そうしますと、まだ具體的には、地方財源等の問題についての検討は進められていないと、こういうふうには解釈されるわけでありませうが、それではあまりにも誠意がないと思はれるのであります。いやしくも、三十三年度で解消しようという限りにおいては、おそらくは今まで御努力されたと思ふのであります。ぜひ一つそういう立場で、早急に実現できるやうにお願いをいたしたいと思ふのであります。そこで、これは、修正案を出された衆議院の提案者の方がいいかと思ふのであります。人事院の方でこの案を検討されておれば、そこらについて御答弁をいただいてもけっこうだと思ふのであります。三月三十一日で固定をする、こういう不合理

性というより、むしろそのやり方について問題があることを指摘しなければならぬ。このことは、なぜかと言いますと、やはり拙速でこういう案を作り出したために、大へん不均衡が出てきておるといふことを私は皆さんに知つていただくために申し上げるわけでありませう。三月三十一日、つまり切りかえ直前の給手に対して一千六十二分の千を掛けて、それについてさらに扶養手当の地域給の平均を全部に一応つけ加えていく、こういうやり方でありませう。これをもつて暫定手当てと称してゐるわけでありませう。人事院の今回の体系の合理化というものは、どこまでも合理化でありまして、従ひまして、今後切りかえられた後における給手法との比較をいたしてみますと、やはり相当の不均衡があるわけでありませう。たとえば、初任給の場合には、全般には及んでおりませうし、あるいは昇給期間についても相当の開きがあるわけですね。人事院の勧告では、昇給期間は現行通りというにもかかわらず、政府の方では、これを勝手に手を加へまして、最低十二カ月だと、その十二カ月にするために、給手の金額を、つまり昇給期間が倍になつたために損をするであらう、不利を招くであらう金額を計算をいたしまして、現在の本俸に若干つけ加へをいたしました。それは必ずしも均衡を得たものとは言へませう。個々の号俸を見ますと、不均衡を生じていることは明らかであります。従ひまして、こういうところにも矛盾が起るわけでありませう。その矛盾の起るお号俸に對しては、さらに一律に千六十二分の千を掛けていくという考え方であります。

から……、いや、千六十二分の千を掛けるもとは、三月三十一日ではなくて、切りかえられた後の給手でありませう。非常にこれは不合理、不均衡きわまりない内容であるわけでありませう。これは、私は均衡を失するものと思ひますが、検討されました人事院の方では、均衡を得ておるものと考えられるかどうか、お尋ねいたしたいと思ふのであります。

○政府委員(慶徳庄憲君)　まことに申しわけないのであります。私どもの立場は政府委員であります。御承知の通り、政府委員は、大臣の補佐をするのが職責であります。国会において議員提出法律案としてお作りになりました法律案は、おそらくは諸般のよろもろの情勢を勘案いたされまして、お作りになつておると思ふのでございまして、その案について批判がましいことを、しかも速記録に載せて批判することは、まことにおそれ多い話でございまして、ひかえさせていただきます。

○委員長(龜田得治君)　それは次長、人事院当局の意見を聞いていますのですから、人事院当局の意見は意見として、質問されれば率直に言つて下さい、われわれの審議の参考にして参るわけですから。

○政府委員(慶徳庄憲君)　委員長のお言葉でございまして、たとえば、私的懇談の場合において私的な立場というのならば、いろいろ意見もありませうし、また申し上げる場合もあらうかと思ひますが、どうもやはり政府委員に任命されている限りにおいては、政府委員としての限度があり、慎しなげればならないのじやないかと存するの

でありますので、この辺のところどころかんべん願えれば幸いであります。

○竹下登次君　先ほど養護学校の問題で、あなたの方でよくおわかりにならないで、なお研究しておからということであつて、私は質問の当初に外に出ておりました、どういふいきさつであつたかわかりませんが、そこだけ聞きました。それで、研究して下さるというところでありませう。あとではっきりするだらうと思つておりますが、ただ、御参考のために申し上げますが、この国会で厚生省設置法の一部改正法律案が出て、それは可決されたのです。もう法律ができたのです。その法律というのは、更生指導所というものを作る。もう一つは、国立精神薄弱児童の施設を作る。こういうわけでありませう。この二つができることになつてゐるのです。定員はおの百人です。これは国立です。そうしてこの委員会が質問を出しまして、たつた百人くらいのもので作つたつてしようがないじやないかと、質問が出た。それに対する答へとしては、なるほどそうおっしゃればその通りだ。しかし、地方には幾つかあるのだが、国立がまだない。地方にあるけれども、理想的な施設になつていないから、はなはだ小さい規模ではあつた。それならばということ、こつちが承知したわけですね。その条文を見ましても、その名称、位置及び内容、組織は厚生省令で定めるといふことになつておりますので、学校という名前がつくか、何という名前がつくか、こ

それはまだわからないわけなんです。なおそのとき、私自身が質問したその部分をちょっと読み上げてみますと、こういうこともあると言っているのです。「国立ろうあ者更生指導所、国立精神薄弱児施設、両方とも新しい国立の施設ができるわけですが、この資料は内閣委員会の調査室からもらった資料であります。これによりますと、国立ろうあ者更生指導所が事務官七人、技官十一人、教官ゼロ、ほかに二人、合計二十人、国立精神薄弱児施設が事務官四人と技官三人、教官十人、」ここに教官という言葉がうたっているのです。「事務員二人、その他一人」ということになっておりますですが、ちよつと私疑問を起してありますのは、国立ろうあ者更生指導所の方には技官が十一人であつて教官がゼロ、それから精神薄弱児施設の方には、技官が三人で教官が十人ということになつております。国立ろうあ者更生指導所には、先生が一人もいないということになつておりますのですが、これはどういふことなんでしょうか。「こう対していろいろお答えがありました。これに、私は十分納得ができなかつたのですけれども、まあこれで済んで、とにかく法律ができたわけですが、この記録は、この会議録の三月の二十六日に載つておりますから、よくごらん下さいまして、厚生省とお話し合いになりましたら、はつきりわかることだと思つております。どこかにやつぱり取り扱つてもらわなければならない問題だ、落しちや困ると思うのです。それだけ御参考のために申し上げておきます。

○政府委員(瀧本忠男君) 先ほどの養護学校のことを取り調べましたので、御報告申し上げます。国立の場合には、養護学校はございません。公立の場合は、養護学校がございます。国立の場合には、養護学級というものはございまして、養護学校というものはないのであります。で、いろいろ御指摘になったのでありますが、現在の規則、細則等には、地方を想定いたしております。養護学校という言葉を使っております。今後もこの給与法は、地方におきまして、ことに教育関係では適用されるわけでございまして、十分注意いたしまして、地方に便宜なような形で規則、細則等も作って参りたい。このように思っておりますが、その点をお含みおき下さい。なお厚生省の設置法の一部改正につきましては、会議録等も十分拝見いたしました。厚生省当局とも十分相談いたしました。そのごのないうちにいたしたいと思っております。

○竹下豊次君 この養護学校という言葉は、現行の、何の基準でしたか、俸給表の適用範囲という人事院規則に入っておりますね。で、これは、養護学校として、今日まで地方のは認められておるのであります。さつきも申し上げます通り、国にはない、しかしそのモデル・ケースとして作ると、こういう説明になっておりますので、私などとしちゃ、やっぱり地方の養護学校に相当すると申しますか、それよりもりっぱな国立の学校ができるのだな、こういうふうには私は実は理解しておったわけであります。

○政府委員(瀧本忠男君) なお十分取り調べまして、厚生省とも十分相談い

たしたいとは思いますが、今おっしゃいましたものは、養護学校の範疇には入らないのじゃないかというふうに、ちょっと考えられるのであります。厚生省の施設といたしまして、光明寮でありますとか、そのほか補導施設等がございますが、そういうた種類のものではないかというふうに考えられますが、なおこの点は、厚生省事務当局とも十分連絡をいたしまして、そのこないようにいたしたいと思っております。

○秋山長造君　そうしますと、今もらってある細則ですね。人事院細則には、至るところ養護学校という文句が使われておるし、これは、今のお話では、地方の公立の養護学校の便宜のために、そういう文句を使っておるのだという御説明で、さらに今後、地方の便宜のために、規則なり細則なりではそれをうたりつもらだというお話だったのです。そうすると何ですか、そういうものをうたり規則と、それから今ここに出ておる規則というのは、また別個なものでおやりになるわけでありませんか。

○政府委員(瀧本忠男君)　この適用範囲案といふものは、あくまで案でございます。まだ未熟なものでございまして、従いまして、この適用範囲案におきましては、主として国の場合を想定して書いておりますが、実際に適用さす場合には、地方において準用されるということを考慮に入れておきまして、規則、細則等に書いておる。従いまして、俸給表の適用範囲等におきまして、そういうことを考慮して、十分検討いたしましたと思っております。

○秋山長造君　そういたしますと、この案にしても、このところへ盲学校、ろうあ学校及び養護学校に勤務する云々と、こう養護学校を入れてもいいわけでありますね。今までの例はそうなっております。よくわかりました。それじゃおやりになるおつもりなんですか。

○政府委員(瀧本忠男君)　そのようにいたしたいと思えます。

○永岡光治君　先ほどの地域給の話を続けておりまして、途中であれになりましたが、慶徳次長は、まあなかなか、政府委員の一人だから、答弁できにくくなる、その気持は私もわかるのでありますが、とにかくこれは、不合理きわまりない拙速のための衆議院の修正案でありまして、私たちとしては、これは了解するわけには参りません。特にこの給与というものは、いわばきかないと申しますか、金に満ちる問題は、非常にやはり不均衡とか不合理というものを是正しなければ、なかなか了解しにくいものであります。わずかな金額のようでありませうけれども、受ける方としては非常に不愉快なものであります。従いまして、できればこの不合理の問題について、人事院から解明いただきたかったものでありますが、言えないとなれば、また機会を改めてでも検討であります。いすれにいたしましても、この際は、この拙速案を私たちとしては了承することはできない。こういうことを強く申し上げたかったのであります。もとよりこの修正案というものは、衆議院の段階で、国会の修正ということで、この法案に便乗してと申しますか、出たものでありますから、その提案者に来ていただ

いて、質問した方があるいは妥当かと思ふのでありますが、これはまた、機会を改めることにいたしました。ただ、不均衡は正を、地方自治庁の場合、私は、何も法律で縛られておることもないものでありますから、自治庁だけでできないものかということなんです。つまり町村合併等に伴う問題です。つまり、人事異動もできないというよりなこともありますが、非常にお困りになっておる状況もよく承知いたしました。また、合併をされる条件として、それぞれの元の町村は、必ず地域給も是正してもらうのだ、こういう条件で合併に賛成したこともあるやに聞いておるわけでありました。それがなかなか、いよいよ合併してみましても、依然として地域給の是正が行われていない、こういう実情であります。これは、自治庁限りでやつてやれないことはないと思うのですが、やるわけにいかぬのであります。

○政府委員(小林與三次君) これは、勤務地の制度は、国の制度に準じてやるべきであります。地方公務員の給与制度は、皆そういう建前になっておりますので、これを自治庁限りで勝手に勤務地のところを変えんということからは、これはとうていできません。それから、今の問題は、勤務地の本質問題で、単に合併だけの結果起った現象でありますので、合併前からもそういう問題がございまして、どうしてもその考え方の基本を変えるということもできません。前提でなくちゃいけない、そういうふうに見ておるのでございします。

○永岡光治君 考え方の基本を変えなければというのは、どういう意味です。

か。地域給は、町村合併その他不均衡のもの、その他全部は正して行くと、こういう考え方に立つべきだと、こういう意味でしょうか。

○政府委員(小林興三次君) 私が申し上げましたのは、勤務地手当は行政区画単位、こういうことにするかしらないかと、こういう問題であらうと思ひます。現在の勤務地は、そういう建前になっておりますので、それぞれの場所によって区分しておりますが、それなれば、合併の市町村につきましても同じ条件になるわけでございまして、合併の市町村だけ別扱いということ、私は、制度上参らないと、こういうふうに考えます。

○永岡光治君 ところが、たとえば京都市は、御承知の通り、現在四級地二割ですね。ある国家の機関の出張所が新しく四級地の京都市に合併された、無級地ないし一級地に出張所としてある、それには四級地の手当が支給せられておるわけですね。それに準じてやると私は差しつかえないと思ひます。ところが、そういう例もあるのですから、現実には、そういうものを慣習としてでもやれないかどうかと思ひますがね。

○政府委員(小林興三次君) 今お話のようなものは、合併とかかわりないのでございまして、結局国の指定の勤務場所をどうきめたか、こういう問題であらうと思ひます。合併前からでも、京都なら京都に四級地の出張所ならば、ほかの地域に準ぜられて同じ扱いにしておつたらうと思ひのであります。

○永岡光治君 そうすると、あなたのお考えは今明確になつたわけであり

すが、区画単位ですね。その中へ余り段階を設けずに、やっぱり一つの町に合併されたならば、その最高のところで統一するというのが最も望ましいのじゃないか。こういう基本線をもっとももらいたい、そういう方向に行きべきじゃないかと、こういうお考えだというふうに解釈してよろしいでしょうか。

○政府委員(小林興三次君) これはまあ、自治庁だけの立場になります。自治庁の気持としては、市町村単位できめていただいた方がいんじゃないか。しかし、勤務地の実態が違ふじゃないかという、別の議論があらうと思ひますが、われわれといたしましては、地方の公務員制度を考へております立場から、できたらしういうことが望ましい、こういうふうに存じております。

○永岡光治君 ところで、不均衡を生じておる同じ町村の中の問題ですが、これは町村限りでやることは、これは違法じゃないわけですね。そういうわけですね、市町村限りでやれば……ただ、それに対する財源措置を自治庁が見るか見ないかと、そういうところが問題だと思ひますが、何か便宜的にも、だいたい無責任のようだけれども、やっぱりそういう指導をされて、まあやれと、あとは何とか三十三年でやるのですから、あなたのあれでは……。そういう一つの実績を早く作つて上げた方がいいんじゃないか。そういう方向でもとつていただくわけには参らないのでしょうか。財源のあるところはやってもいいということくらいは……。

○政府委員(小林興三次君) これは、たいへんむずかしい御注文になつたのでございまして、われわれといたしましては、勤務地手当の区画は、これは、国の制度に準ずる以上は、そうすべきだと思ひますが、何も市町村の職員の問題だけじゃない、国家公務員につきましても、やっぱり地方に勤務しておられる諸君がおられるのでございまして、それと、地方だから別扱いにするという考え方をとるべきじゃあるまいと、こういうふうに存じております。ただし、市町村自体がそんならやれないかといへば、市町村の職員につきましても、私は、まあ市町村がそういう自主的な責任で条例を作つてやれば、これはもうけしからんという何もあるまいと存じております。ただ問題は、市町村の職員よりも、実際一番大きく問題になつておるのは教員の問題でございまして、小中学校の教員の問題になつてきますと、これは、給与負担者が府県でございまして、府県といたしましては、府県の職員全部に通じて問題を考へなくちゃこれはいけない。教員のことを特別に考へるというわけには、私はとつてい参らぬだろうと思ひます。そういうのでございまして、さういふと、府県全般の問題になれば、どうしたって公務員全般の地域区分に準じた扱いをとらざるを得ないというふうにわれわれも考へておるのでございまして。

○伊藤藤道君 関連。自治庁にお伺いしますが、永岡委員からの御指摘の、今の合併市町村内の不均衡の問題ですが、この旧市域と新市域との間の人事交流がほとんど不可能なんですね。非常に関係者が頭を痛めておられる。実

際問題としてほとんどできない。地域によつては二号俸、場合によつては三号俸くらい違う場合も出てくるわけですね。そういうようなことでは、旧市域から新市域に移るといふことは、三号俸ないし二号俸くらいの格下げになる。そういうようなのが実情だ。こういう点からも、先ほど来から永岡委員の指摘せられておる通りに、早急に不均衡を是正する必要に迫られておるわけだ。こういうことについて、どういうふうにお考えでしょうか。

○政府委員(小林興三次君) 今のお話の問題も、実は二種類ございまして、市町村自体の吏員の問題が一つと、それから、むしろ非常にやましましのは、学校の教員の問題と、まあいわゆる警察官とか、ほかにもあらうと思ひますが、あるわけではあります。市町村自体の職員の問題になれば、これは、市町村が自分の条例で給与をきめるわけではありますから、これはまあ合併によつて、合併前に非常にならぐのあったところは合併によつて、とたんに直すということは、これはもちろんできぬでしょうけれども、多少経済的に、逐次調整をして、私は大体同じベースに数年の間にはしてはいるはずだと思ひます。一度にしておるところもございまして。そこで問題は、さうでなしに、学校の教員の問題になつてきますと、教員の給与の負担は府県でございまして、府県としてどうするか、という問題になつてきます。さうすると、それは実際は、人事の異動の場合は、市町村の教育委員会が中心になつてやりますから、今は、任免権が県の方の教育委員会に上つておりますけれども、そこらの点

は、これはあり得ると思ひますが、これは、県全体の教員の人事異動の問題として県が考へざるを得ないというところでありまして、どうしても勤務地手当、そういうものをたださない限りは、その点だけをどうこうするということも、これは私はいかがかと、こういうふうに存するのでございまして。

○伊藤藤道君 ところが、実際自治庁の方でなんとか財源措置を講じない限り、赤字続きの多くの市では、ほとんど不可能に近い。これは、私の市でもいろいろ、勤務地手当が是正せられるまで暫定的に、ほんのわずかも、新市域から旧市域へ入つた関係者に一部、ほとんどこれは補い程度のものを

出しておりますけれども、それ自体がもうすでに問題で行き詰まっています。さういふような実情です。そこで、先ほど来からもこの前の内閣、文教、地方行政との合同委員会でも自治庁長官が、先ほど永岡委員指摘になつたように、三十三年度予算内で必ず実施する、力強い発言があつたわけでも、これもただあの場だけで、それも、それまで大臣が踏み切つて、強力にこれを進めるといふことであれば別ですが、さういふことも約束しがたいことであるので、暫定的に、まずさういふような窮状をよく察知せられて、早急に何かの具体的な手を打つていただきたいということなんです。問題は熱意の問題だと思ひますが、さういふふうな問題の一つ早急に解決しようというところについて、どのようにお考えでありますか。

○政府委員(小林興三次君) これは、自治庁といたしましての気持は、自治庁長官が衆議院で申した通りであると

思います。ただ、そういうのは結局、今度は制度が暫定手当に変わりますけれども、要するにこの国の基本の制度を棄てなければ、それと食い違つたことを自治庁限りで勝手にやることも、こういう方式のことは私はやはりすべきじゃあるまいというふうに存じておりまして、その元の改訂につきましては、一応こういう形で法律もきまれば、法律のワーク内で動かさざるを得ないと思ひますが、しかしながら、できるだけ早い機会に、長官が申しましたように、なるべく早い機会にわれわれとしては、われわれの考えのようによき上るよう、政府部内ではこれはあらゆる努力を尽したいと思ひます。しかしこれは、先ほど申しました通り、自治庁だけできめるわけにとても参りませんので、その点、十分了承願ひたいと思ひます。

○永岡光治君 これと関連をして参りますが、実は隔遠地手当については、これは人事院にお尋ねするわけですが、人事院の指令といふか、規則ですか、それによつて是正ができるものと解釈するわけですが、沿革的に見ても、相当問題もあることもありましよう。しかし、実は実際の状況とかなり違ふといふか、不均衡の出ている実情があるわけですか。たとえば、交通機関のあるところから何キロという計算をするようなことも要素の中にあるようでありますが、その不均衡は正あるいはまた手当の額の引き上げ、こういう等々の問題について、御検討をいただく用意をお持ちになつてゐるかどうか。特に私は、その点を御検討いただきたいという強い要望を持つてゐるわけでありますが、人事院の考え

をお尋ねしたいと思ひるのであります。

○政府委員(慶徳庄憲君) 隔遠地手当につきましては、たしか昨年だつたかと思ひますが、人事院規則及び人事院指令を根本的に改正いたしまして、従来の御指摘のありましたような地区区分等も、不合理がたくなつてございまして、新たにこれに対する点數制によつて、その基準によりまして、全国漏れなくこれを合理化する。同時にまた、その給与のやり方も、俸給比例方式にこれを變えていくというよりなやり方を昨年から実行に移しまして、今具體的な案はこゝへ持つてきておりませんので、ちよつと忘れましていただいても、金額そのものも總体的に相当ふやうといふよりな、俗にいう抜本的な改正をいたしまして、現に実行いたしておるわけでございます。従ひまして、昨年やつたばかりでございまして、現在のとこ、それ以上これをさらに改正するといふよりな意向は持つていない次第であります。

○永岡光治君 一つの方式はとられましたが、その指定について、やはりどうして一つの基準をきめようと、これはしやうし定本になりがちなのがどの場合でもあり得ることです。私の申し上げるのは、この規則の適用によつて不均衡を来たすよりなところ、事実不合理があるよりなところ、こまかいところがどうなつておるかといふことは、この際申し上げられませんが、いずれまた、あらためてそれは資料提出を私どもの方からお願いしまして、検討してもらわなければならぬという問題もあるわけでありま

るが、そういう場合におきましても、人事院の方では、こういうことは一応きまつたから……これは昨年の七月から実施されてゐるよりであります。が、かなり、地方の実情を承わりますと、新しく指定してもらわなければならぬ島嶼もありましようし、場所もあるよりであります。たとえば愛媛県宇和郡、半島で、長い所があるわけでありまうけれども、あそこにある官署についても問題があるよりでありますし、いろいろ検討してみますと、この一つの規則で当てはめられまうと、あるいは漏れたりあるいはまた基準が違つてみたり、該当の地域が下つてみたり上つてみたりというよりなこと不均衡があるよりですが、そういう問題について地方からそういう実情の申請があれば、検討して、人事院でもそれに対する回答といふか態度をきめるよりなことになつてゐるのではありませんか。どういふ取扱いになつておるまいか。あわせてその辺のところもお尋ねしたいと思ひるのであります。

○政府委員(慶徳庄憲君) 先ほどお答え申し上げましたように、昨年根本的改正をいたしました。しかし、十分検討して実はやつたつもりでございするけれども、私どもの方としまして、ま、神様ではございせんので、まだ、しかも全国の隔遠地の一つ一つを实地調査したわけでも実はないわけでありまう。従ひまして、実行に移しました結果においてある程度の部分々々の不合理あるいは実情に適合しないといふよりなものが出て参ることも、これは当然であらうかと思ひます。従ひまして、そのよりな場合におきま

は、できる限りその実情に適合させるといふことが、隔遠地手当を支給する趣旨でございするもので、その趣旨に従ひましていろいろ問題のあるところについては再検討いたしまして、決して修正することにやぶさかではないといふ考え方をとつております。ただ実施面の実際問題を申し上げますと、隔遠地手当を、級地をかりに引き上げ、あるいはまた新たに指定がえをするといふよりなことになりますと、必然的に財政が伴つて参ります。御承知の通り予算は毎年々々編成されておりますので、既定経費の差し繰り支弁で可能の場合もありまうけれども、不可能の場合もございまして、予算の新規増額計上という問題を必然ならしむる場合もあるわけでありまう。そのよりな場合においては、大蔵当局とも十分懇談し協議いたしまして、いずれにいたしまして、事態に即応して、いふ不合理の点については是正するといふことについては、決してやぶさかではないといふ考え方をとつておる次第であります。

○永岡光治君 大体考え方はわかりました。そこでお尋ねしますが、ある僻遠地にある官署相互間において、この僻遠地手当に相違はないか。大体同じ額の手当、同じ率と申しますか、大体均衡のとれた手当が支給されておるかどうか。私の聞くところによると、だいぶ違ふよりな話で、ある通信官署では低いとか、あるいはもつていないとか、ところがある学校ではもつておるとか、あるいはまたある団体ではそれを出しておるとか、いろいろあるよりであります。そういう不均衡の事実があるかないか。あるとすれば、それについてどういふ考えを持っておるか。それらのところもお尋ねしたいと思ひるのであります。

○政府委員(慶徳庄憲君) 御承知の通り、人事院の所管して参りますのは、国家公務員のうち全体で約三十六万でございする。大まかに言ひまして隔遠地手当を支給する官署として指定して参りますのが、約二千近いわけの官署でございする。ところが一方三公社五現業の關係もございするし、また地方公務員の關係もある、いろいろの点があるわけでございます。従ひまして、私もここでお答え申し上げておりますのは、あくまでも国家公務員であり、かつ人事院の所管に属する、先ほど申し上げた二千程度の官署を前提として実は申し上げておるわけでございます。従ひまして、私どもの考えとしては、少くとも国家公務員たる官署につきましては相当研究を重ねて作り上げましたので、あるいは部分々々には永岡先生の御指摘のよりなものがあるいはあるかもしれませんが、總体的に言へばそう不都合はないであらうという確信を持つて、まあ根本的改正を行なつたつもりでございする。ただ三公社五現業との關係、あるいはまた地方公務員との關係、なにかんづく教育公務員との關係、いろいろなことになつて参りますと、遺憾ながらこれは私どもの所管外の問題がございするもので、その点については私も何とも申し上げかねるのではありませんが、とにかく国家公務員としてはあまり御指摘のよりな点がないと、私は実は確信いたしておる次第でございます。

○永岡光治君　そこで自治庁の方にこれはお尋ねをするわけでございすが、たとえば教育職員、そういう場合にはやはり人事院規則を準用してあるのか、あるいは別にまた自治庁の方で定められたもので隔遠地手当を出してあるのか。だいたい私は不均衡があるような話を地方に参りますと聞くのでございすが、そういう事実は、聞けば大体国家公務員の給与に準じてというところを言っておるよりあります、これはやっぱり、これに従ってやっておるのでございまいしうか。その点をお尋ねいたします。

○政府委員(小林興三次君)　これは地方の団体がそれぞれきめておるわけでございすが、もとは国の、人事院の規則を大体そのままはまねをしておるだらうと思ひます。そんなら全部全国均一かと、額まで一緒かとおっしゃられますと、あるいは多少の食い違いがあるかもしれませんが、自治庁といひましては独自のものは作っておりません、もっぱら公務員の、国で定めた制度を基礎にして作ることを指導いたして参るわけでございします。

○永岡光治君　そういたしますと、人事院の規則ですね、これによってみな適用しておる。これに應ずる分は、たとえば国で負担すべきものと定められておる分担のものについては当然支払っておるわけですね。そう解釈してよろしいでしょうか。念のため聞いておきたいと思ひます。

○政府委員(小林興三次君)　個々の府県でやっておるのを全部承知いたしておりますが、基本は、人事院の規則を基礎にして府県で適正な規則を作つ

て、それを適用してやっておるはずでございします。

○永岡光治君　これは隔遠地手当についても、一応人事院にも別の機会において尋ねなければならぬと思ひますが、この地域給に関連して一つ質問いたしたいのは、寒冷地給の問題であります。特に北海道等におきましては、地方の調停委員会等におき問題は提起されまして、今きめられておりますたといへば一世帯あたり三トソという石炭手当の石炭の額、それが非常に低い、これは少くとも三・七トソ以上なくてはならぬじゃないか、こ

ういうようなまあ調停案も出ておるうちに承わっております。ところが、そういう問題については、現在三トソという問題については、現在三トソという問題であります、この金額の単価の算出の問題であります、これも公定価格というところに法律の上ではなっておりますが、今日公定価格はないと思ひますが、その金額もどういふところを基準にして算定しておるのか。これは人事院が指示するの、あるいはそれぞれの所管官庁でその金額をきめるのか、私もあまりよくわからなないのでありますが、どうなっているのか、その取扱いを一つお示しをいた

だきたいと思ひのであります。

○政府委員(慶徳庄重君)　石炭手当及び寒冷地手当並びに薪炭手当、三つとも大体同じような建前になってきていてるのであります、今御指摘の、たとえば石炭手当の場合の支給すべき価格、つまり金額の決定は、人事院の勧告に基いて内閣がこれをきめる、こ

ろに勧告をいたすのが慣習になつてい

るわけであります、従つて、御指摘の金額は人事院がみずからこれを調査いたしまして、できる限り実態に適合するよう金額を定めまして、それによつて三トソ分の金額を計算し、勧告をするというやり方をやっております。すなわち、勧告の基礎となる金額の決定は、人事院みずからの判断においてこれを行つたという体系に相なつて

おります。

○永岡光治君　その際にとられるカロリーの計算の仕方ですね、同じ三トソでも、低いカロリーと高いカロリーとで相当の開きがあると思ひます。北海道の話を聞くと、どうも人事院の算定によると、とてもじゃないがこれではいけないという話をしばしば地方に行つて聞くわけであります、そういう何カロリーを基準にして計算をして

いるのか、そうしてそれは運賃その他も十分みておるだらうと思ひのでありますが、そういうものも計算しているかどうか、それを明確にしてみたいと思ひます。今直ちにそれが答弁できなければ、資料でもつけようです、後ほどでもつけようですが、それぞれ算出の基準を明示してもらいたい。

○政府委員(慶徳庄重君)　石炭の単価をきめるときには、ちよいと一般の給与が民間賃金とのバランスをとるという原則をとつておるものと、同じように、たとえ北海道に在勤する国家公務員であるからといひまして、民間における一般に消費されているところの実態よりも著しく上回つてもいけないであらうし、もちろん下回つても

いけない、やはり北海道に在勤するところの一般の方々が、消費しているであらう実態にできる限り適合したものを詳細出しまして、保障するというのが基本方針でございします。従いまし

て、北海道の各全部の地区というわけには参りませんけれども、代表的な地区を選定いたしまして、一般民間の方々が消費しておりますところの炭の内容といひますか、あるいは塊炭であ

るとかいろいろ炭の種類があるようでありま

すけれども、こういうようなものを調査いたしまして、その消費されているところの実態をまず一方においてとらえまして、他方において小売価格の適正なものを考えまして、それを掛け合せまして、幾つかの炭の種類がありま

すけれども、その総体を合計して金額をきめる、また消費カロ

リーをきめる、こ

ういうやり方をとつておる。従いまし

て、あらかじめ

たといへば六千五百カロリーとか七千

カロリーとかい

うような何とい

います。あくま

で北海道に在勤

している者と同

程度のものを保

障するという観

点からカロ

リーも計算し、

金額も計算する

という方針をと

つておるわけ

であります。も

し必要でござ

いますならば、

現在

やつておる分

の算出の基礎が

どのようなもので

やつておるかとい

うな点になります

と、遺憾ながら本

日資料を持ち合

せておりません

ので、い

つても資料とし

て御提出申し上げ

てよろしいと思

ひます。

○永岡光治君

そういたしますと、毎

年やはり金額は

そのつど計算し

てそれを

勧告する、こ

ういう形になり

ますか。

○政府委員(慶徳庄重君)

北海道の方

方から、御指

摘のように、小

定公定相

場も非常に上

つてきている

といふこと

も何つてお

るのです、他

方事務所のい

ろいろな報告

もござい

します。従

いまし

て、そ

ういうやうな

実態資料に基

きまして、か

つ、先ほど申

上げたやうな

観点に

立つて調査

いたしております

けれども、ま

だ現在のところ

具体的に調査

いたして

おりません

。大体従来の慣

習からいきま

すと、八月の中

旬ないし下

旬ごろ勧告する

のが大体の慣

習になつてお

りますので、御

指摘のやうな

点は、先ほど申し上げた根本の趣旨に従ひまして、十分検討いたしたいと考えている次第であります。

○永岡光治君　そういたしますと、その値段は時価ということに改めていいのじゃないかと思いますが、公定価格なんか今日ないと思うのです。時価でいいのじゃないかと思いますが、その辺の所見はどうでございますか。

○政府委員(慶徳庄憲君)　法律的にはまさに御指摘の通りでございます。この法律は御承知の通りインフレがたけなわな時分に、公定価格がまだきめられておったときに、しかも議員提出法律案として作られた経緯がございます。従ひまして、厳格な意味におきましては公定価格がないのでございます。法律的にはいささかいかがあるけれども、解釈上いささか小売価格という観点に立ちまして現在運用いたしております。

○永岡光治君　それからその一世帯当り、世帯主及び独身者で違つておりますが、これに対する消費量、これは三トンと決定するに当つての経緯もいささか私も承わっているところがあるのであります。三トンとすることとてきづけにされておりますが、実情は、たとえば北海道の例をとりましても、調停委員会ではこれではいけないという結論を出して、労使双方に提示されているいきさつもあるかと思つておりますが、そういう実情を尊重される意思はあるのかないのか、当然尊重されべきだと思つて、どうでございますか。

○政府委員(慶徳庄憲君)　現在の法律におきましては、三トンというふうに

明らかに書いてございますので、この法律を改正しない限りにおきましては、三トンを上回った運賃は遺憾ながらできないと考へます。ただ問題は、三トンそれ自体が果して適正であるかどうかという問題は、依然として残るであらうと思つて、これはまたあらためて検討してみなければならぬ問題であらうと思つて、これをまたあら

だ、従来の経緯からいまして、ならば、一般的な給手の中に何と申しますか、必ずしも石炭とのみ限定する必要はありませんけれども、一般の給手の中にいわゆる何といふか、燃料費といふものは、こゝろに必要とす

従つて、北海道特有の越冬に必要とするところの、つまり暖をとるべき必要と、一般の給手の中に当然含まれてい

かといふこと、理論体系からいへばなろうかと思つて、いろいろ問題のあ

○永岡光治君　それでは石炭の法律で三トンがよいとか、三・七トンがよいとか、そのつど、これは改正するのはどうかとも思つて、筋からいへば、これこそ公正妥当と考へられる人事院という一つの機関にまかした方が、たとえば今の時価と同じだと思つて、それが正しいのではないかと思つて、その点の考へ方はどう

○政府委員(慶徳庄憲君)　どうもこれは立法論になりますので、いろいろ御議論があらうかと思つて、終戦直後のようなインフレ時代で、物資がき

わめて欠乏し、いろいろやりくりをしなければならぬというより、時代ならぬいざ知らず、もう経済界もきわめて安定しておりますし、あるいはまた、石炭の需要供給の関係も安定の状

態に向いつつある。一般の生活状態も、少くとも終戦直後の混乱状態から見ると、非常に安定した。その安定しておるといふ前提に立つて立法論的に考へる場合と、不安定な状態にあるという前提に立つて考へる場合とによ

りまして、おのおの立法論として違つてくるのではないかと申すのでありま

○永岡光治君　そういたしますと、石炭の三トンがよいとか、三・七トンがよいとか、あるいは四トンがよいとかといふ、そういう問題について当然これは人事院の勧告の対象になると思つて

すが、北海道における調停委員会の結論、これにつきましても、しばしば人事院の方でも実情を伺つておるのではないかと想像いたしますが、そういうものについて検討をし、国会に對して勧告する必要があるとすれば、当然これは勧告しなければならぬと思つて

でございますが、そういう内容のものであると解釈していいと思つて、従つて調停委員会の調停案が示されておるのであります。これについて人事院は検討して、結論を出してござ

○政府委員(慶徳庄憲君)　地方の委員会と規定が出ておりますことは承知いたしております。従つて人事院としても検討はいたしておりますけれども、これは非常に見方によつて違ふ点がございますので、申すまでもなく、まだ結論は出ておりませんが、検討はいたしております。

○永岡光治君　いささか労使双方の間の紛争を解決するために、調停委員

機関が調停をした内容でありますから、それについて、これは原則として私はこれを尊重するといふ建前をとるべきが至当だと思つておりますが、もちろん人事院の所管するところは国家公務員でありますから、国家公務員を対象とはしますけれども、その国家公務員に影響のある炭の消費量を決定するといふことに當つて、権威ある機

にそういうものが出たということも、一つの大きな権威があると思つて、い

○政府委員(慶徳庄憲君)　人事院としましては、いろいろ検討いたしてお

三トンが適正であるかどうかといふことになりまして、法律の改正という問題に発展せざるを得ないのであります。申すまでもなくこれは相当慎重に検討を加えなければならぬ。地方の

炭価をどうするかという問題でありますけれども、これは従来の例からい

九

○永岡光治君 それから、地域に従いまして本俸に対して一定の率、二〇%以下が支給されることになっておりますが、それをパーセントを上げてもらいたいという事は、つまり実際の状況として、それだけの今までの率では所要経費をまかなうに足りないというところに根拠があるわけでありまして、これも地方の方から強い要望があるようですが、もちろんこれも法律を改正しなければならぬ問題であります、こういう問題についても、人事院の方は検討を加えておられると思うのであります、結論は出ておるかどう、まだ検討しておる最中であるかどうか。

○政府委員(瀧本忠男君) ただいまのは寒冷地手当の問題であらうと思ひますが、寒冷地手当につきましては、御承知の通り、先回国会で議員提出法律案として出されて、それが通つた、いわゆる薪炭手当というものがございまして、この薪炭手当というものと寒冷地手当というものの性格は、一体どう違ふのかという、これはいろいろお話がありまして、よく問題があると思ひます。実は非常に性格の似た二つの手当が並存して出ておるということでありまして、考えようによりましては、従来の寒冷地手当が増額された形と同じようであるとも考えられるわけでありまして、寒冷地手当あるいは薪炭手当にいたしまして、それだけで冬季の採暖をするという手当というふうにはわれわれ考えていないのであります、程度の差こそあれ、そういう寒冷地手当のついておらない所でも、やはり冬季に採暖の必要があるというよりなことはあるわけ

であります。一般的に冬季の採暖費というものは、普通の給手の中でまかなわれるということが原則でありまして、それが足りない部分を補うというものが、これが寒冷地手当であり薪炭手当であらうかというふうに思ふのであります。従ひまして、そういう点について果してそれが適正であるかどうかという点につきましては、さういふところは十分検討いたさなければならぬ。また現在やつておる次第であります、さしあたり、われわれとして検討を進めておられるのは、まあさういふ議員提出法律でございまして、けれども、寒冷地手当と薪炭手当が並存しておるという形は、いかにもおかしいのではなからうか。従つて、これを統合いたしまして、形をすっきりしたものにしようという事は、考えるべきであらうというふうに思ふのでありますけれども、さらにその水準を上げるかどうかという点につきましては、これはよほど研究してみなければいけないのじやなからうかというふうに思ふのであります。

それから先ほどの石炭手当の問題でございまして、北海道は寒冷地手当の最高級地、薪炭手当と両方支給されておるのであります。これまた両者多少グブつておる感じもいたすのでありますけれども、しいて考えますならば、北海道は石炭の産地でございまして、石炭を使用する度合いが内地と非常に違ふということもございするもので、この両者の並存は、ある程度意味があるかと思ひます。しかしながら北海道における一般的な冬季の採暖に三・七トン使つておるから、それがそのままだと石炭の使用量として

考慮しなければならぬというわけには参らないのではなからうか、このように考えておる次第であります。

○永岡光治君 時間もありませんので、これは十分検討していただきたいと思ふのですが、現在のそれぞれの支給の率についてもかなり問題があるようであります、新しくまた指定しなければならぬところがあるやにも承わつておられますし、十分これらの問題につきましても早急に結論を得るようにお願ひをいたしまして、一応私の質問はこれで終了します。

○委員長(亀田得治君) それでは委員会は暫時休憩いたします。

午後零時五十一分休憩

午後二時三十七分開会

○委員長(亀田得治君) 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

第一は、健康保険法の改正に伴う改正、第二は、国家公務員共済組合審議会を設置すること、第三は、共済組合の年金制度全般にわたつて合理化をいたしたい、第四は、船員保険と共済組合との給付、この関係の調整をするという点であります。

今申し上げました四点につきまして、逐次内容を申し上げますと、第一の健康保険法の改正に伴う措置でございまして、健康保険法の方にございましては、御承知の通り、前回の通常国会におきまして、患者の一部負担制の拡大、その他あるいは保険医療機関の指定制度、そういうものを含む全般的な改正法が出まして、それが一応国会では成立いたしましたけれども、今度の通常国会で、ほとんど同一内容のものが提案されて、これが最近通過いたしましたことは、これは御承知の通りでございまして、この国家公務員共済組合法の改正案も、大体その健康保険法の改正法案にならぬとして、所要の改正規定を織り込んであります。その中の一番大きい問題は、療養の給付につきまして、一部負担制を拡大するということでございます。法律の体裁といたしましては、健康保険法の規定によつて行われる一部負担金と同じものを共済組合でも実施するという改正規定にいたしております。先般国会を通過いたしました健康保険法の一部改正法律によりまして、一部負担金は、初診の際百円、入院の際は一月間だけ一日三十円、まあそういうことになっております。これが自動的に国家公務員共済組合の場合にも適用されるという仕組みの改正規定にいたしてあるわけでございます。共済組合が、この健康

保険の改正と同じように、一部負担金の拡大をいたしましたことは、その理由を申し上げますと、主として共済組合が健康保険の代行制度である。しかも、健康保険の中の比較的財政状態の楽と見られる組合管掌健康保険におきましても、やはり一部負担制度は適用されておるというよりな点、また共済組合だけ一般の社会保険とは異なる別途の一部負担制をやるといふことは、またいろいろ、医師とか、あるいは支払い基金等の関係に、手続が繁雑になつたとしても、やはり政府管掌の健保と同一歩調で一部負担制を適用するということにいたしておるわけでございます。

なお、健康保険の改正に伴う改正部分といたしましては、このほか、従来の保険医あるいは保険薬剤師が療養の給付を担当いたしておつたわけでございますが、これが改正健康保険法によりまして、保険医療機関あるいは保険薬局というものが療養の給付を担当することに改められたわけでありまして、それにならぬとして、共済組合の方では、この保険医療機関から療養給付を受けられるというよりな規定に改められておるわけでございます。

それから第二の、国家公務員共済組合審議会の設置の問題でございまして、この共済組合審議会の設置ということが、多年関係の方々からいろいろ要望されておつたのでございまして、とりあえず一昨年の十一月十一日に閣議決定をいたしまして、事実上の大蔵大臣の諮問機関といたしまして設置されておつたのでございまして、この改正法律案では、その事実上設置いたしました

た共済組合審議会を法制上の機関にしようという趣旨で、審議会に關する規定を盛り込んでおります。審議会の目的をいたしますことは、共済組合に關する基本的な施策あるいは組合に關する重要事項を調査審議するといふ点にございませう。社会保険におきまして、厚生大臣の諮問機関をいたしまして、社会保険審議会がございませう。これは、共済組合がこれにならうとした制度といふことが申されたいと思ひます。

第三点といたしまして、共済組合年金制度の合理化の問題でございませう。現在の共済組合の年金制は、いわば雇用人につきまして、文官の恩給にかわる制度といふことになっております。

が、恩給法と比較いたしますと、年金制度の面でいろいろ不利な面も従来あつたわけでございませう。これをこの際、あまり全般的とはならないで、しかも将来いろいろの年金制度の統合の問題がございませうので、全般的な改正はもとより不可能でございませうが、一応恩給法と歩調をそろえたような、あまり不利にならないような改正をいたしておるわけでございませう。そのうちで一番大きい点と申しますと、いわゆる組合期間の通算といふ問題でございませう。従来組合員であつた期間が、二十年未満でやめた者、つまり二十年たちますと退職年金がつくのであります。それがつかないうちにやめた方は、退職一時金をもらつてやめたわけでありませうが、その人が再び組合員となつた場合、この場合には、前後の組合期間を合算するといふことはいたさないわけにございませう。いたしておらないのが従来の規定でございませう。たとえば、十年勤めて退職一時金をもらつた。

らつた。またあと十五年勤めた。そして十五年勤めてやめまうと、やはり退職一時金でございませう。ところが、恩給の方でございませうと、十年と十五年を合せて普通恩給がつくようになるのであります。その点が恩給と比較してちよつと不利な点でございませうので、これを合算して、全部通算して年金を受けることができる、こゝういふような規定に改正いたしております。

その他、廃疾年金の規定の整備、あるいは退職年金の若年停止の制度がございませうが、これに關する若干の改正規定を盛り込んでおります。

最後に、船員保険と共済組合との給付の調整といふ問題でございませうが、これはまた、非常に語が技術的なことにかゝることになります。官庁の船員は、船員保険の特に被保険者でありますと同時に、また共済組合の組合員であります。船員であります以上、今の社会保険といたしましては、船員保険は非常にレベルの高いものであります。船員は、大体船員保険で実際の保険給付を行つて建前になっております。従ひまして、共済組合員である船員につきましても、船員保険の高いレベルはできるだけその利益を受けるようにといふ考えをとつておるわけでございませう。ところが、従来の規定では、船員保険給付あるいは共済組合給付と、どちらか客観的に見て有利な方を御本人に差し上げようと、こゝういふ規定になっておつたのであります。けれども船員保険の制度と共済組合の年金制度とは、建前が違つておるもので、どつちが有利かといふことを客観的にきめることより、むしろ主観的に御本人の立場からきめた方が合理的な場合が多いのであります。そゝういふ意

味で、今度の改正規定では、御本人がどちらか有利と思われる方を選択した場合には、その選択した給付を差し上げるというように改正をいたしておるわけでありませう。これが船員保険と共済組合の給付の調整の問題でございませう。

以上申し上げました四点が改正点の主たる内容でございませうが、そのほか、技術的な面について、従来の規定の不備、あるいは取扱い上こゝうした方が便利だろふといふような点につきましても、全面的に改正を見ております。あまりこまかくありませんので、その点は説明を省略させていただきますと思ひます。

なお、国家公務員共済組合法の改正法案が前回の通常国会で提案されましたが、その後、やはり前国会でございませうが、健康保険法の方の規定が改正をされまして、例の保険医療機関に対する罰則規定が、これが若干修正になりました。それに合せまして、公務員共済組合法の一部改正法につぎまして、衆議院でその趣旨の改正点が繰り込まれまして、参議院の、こちら側に回つて参つておるわけであります。結果的には、最近成立いたしました健康保険法の一部改正法案との点は全く同一内容になっております。念のため申し上げておきます。

以上、簡単にございませうが、公務員共済組合法の改正案の提案理由の内容について申し上げます。

○委員長(亀田得治君) 御質疑のおありの方は、順次御発言を願ひます。

○伊藤道雄君 給与課長にお伺いしますが、まず、健保の改正に伴つて、共済組合の方でも一部負担、初診料百

円、入院料一日につき三十円、これを移行する根拠について、具体的に承わりたいと思ひます。

○政府委員(岸本晋君) 一部負担制を共済組合において健康保険法に同調する理由といふことでございませうが、もと、昭和二十五年でございませうが、健康保険で初診料の制度が初めてできたわけでありませう。一部負担の制度は、それにならう共済組合もいたしたわけでありませう。今般健康保険法の方で初診料の一部負担を引き上げ、それから入院料の方も一部負担ができるというこゝうなつた場合に、なぜ共済組合も同調しなければいけないかといふことでございませうが、これは、

いろいろ理由はございませうが、第一点は、共済組合が健康保険の代行制度であるといふことでございませう。健康保険法を見ましても、健康保険法の第十三条におきましては、国家公務員共済組合は健康保険の被保険者である。ただし、共済組合法におきまして健康保険の給付のレベル以上のものを行つ場合には、健康保険法による給付は行われない、こゝういふ建前に相なつております。つまり共済組合は、完全な健康保険の代行制度であるといふことになりませうと、母法であります健康保険法におきまして、一部負担の拡大が行われらうという場合には、これに同調して行わざるを得ないのじゃないかといふ考え方が第一でございませう。

第二の点といたしましては、他の社会保険全般とのバランスといふ問題でございませう。たとえて申しますと、船員保険におきましては、従来一部負担の制度がなかつたのであります。共済組合の方でも一部負担、初診料百

円、入院料一日につき三十円、これを移行する根拠について、具体的に承わりたいと思ひます。また、日雇い労働者を対象といたします日雇い労働者健康保険におきまして、初診料の一部負担といふ制度は現在でございませうし、さらに、国民健康保険になつて参りますと、これは医療費の大体五割程度と申されておりますが、相当程度の割合は患者自身が負担しておるといふ実情でございませう。このように、ほかの社会保険全般で一部負担が行われておる。特に日雇い労働者であるとか、そゝうした面にまで行われておる点を見まして、あるいは政府管掌の方で行われておるわけでございませうが、それを見まして共済組合だけは、自分たちだけは別だといふことは、なかなか理屈としては全体のバランスの上から成り立たないのじゃないか、こゝういふことが第二の理由として考えられておるわけでございませう。

それからもう一つは手続上の問題でございませうが、これは共済組合員にだけ一部負担として、従来の初診料を見ますと五十円だけである、ほかの社会保険の被保険者は百円、あるいは入院の際には三十円とこゝういふ異なる扱いをするのと患者さんの方も困るわけでありませう。患者の二々種別によつて伝票を書かなければならない、請求書を書かなければならない、また支払い金において区別して別に取扱わなければならないといふことはなかなか手数が繁雑であります。手数が繁雑なことは理屈に相ならぬかと思ひます。ありますが、先ほどちよつと内容説明のときに申し上げました共済組合審議会におきまして、手続が繁雑だからこれは一緒にしたらどうかと、こゝういふ意

味の答申が行われておるわけでありま
す。そういう意味で私も手続面も健
康保険に同調した一つの理由に相な
るかと思つておるわけでありま
す。

○伊藤道雄君 健康保険の方は、多く
は赤字経営などで一部負担というやむ
を得ない措置をとつたと思つてわけ
ですけれども、ただそれは反して共済組
合の方は黒字経営で、健全な運営を
しておるわけですね。従つて現在甲地
については五十円、乙地については四十
六円の負担を出しておるわけであ
れども、これでもさへも廃止してい
たいという考えを持っておいですか。現
在の五十円ないし四十六円でも廃止し
て、いわずや百円に初診料を上げると
いうことについては納得できないと思
うのですが、共済組合の立場から言
うならばこの点はどうかというふう
にお考えですか。

○政府委員(岸本晋吉) 共済組合が赤
字でないから一部負担の拡大を行ふ必
要がないじゃないか、という御質問で
ございますが、確かに共済組合は最近
赤字を出してありません。しかし共済
組合の中には非常に財政内容がよく
ないものがある、よくないと申しては語
弊がございまして、保険料率が非常に
高い、組合員の掛金も高いので非常
にお困りになっておるところもあるとい
うことは事実でございます。従いまし
て赤字ではないが非常に財政の苦しい
ところも若干ある、これも一つの理由
でございますが、根本的に考えまし
て、今度の健康保険法の一部負担、こ
れは私どもの趣旨であります。これは
私も申し上げるより厚生省あたりか
ら御説明した方が妥当じゃないかと思
います。今まで政府としては一部負

担の拡大ということは単なる赤字解消
だ、という意味だけで取り上げて
はいないようでございます。今日の医
療保険制度の内容を維持して、あ
るいは相当と言いますか、この数年
間社会保険医療制度の内容がよくな
つております。よくなつて給付レベル
が上つておる。従つてそれに伴う支出
も相当増加したに参つておるわけ
でございますが、これも現実の被保険者
で負担させる、健康な者、病人もす
べてがその高いレベルを受けるため
に保険料をどんどん上げていくとい
うことは、ある意味では被保険者に耐
えがたいという面も出てきておるわけ
であります。それを現実病気に
かかつた人

に一部負担がある程度やつていただ
きたい。そうすれば現在の給付のレ
ベルも落さないで高い水準を維持す
る、そのために一部負担をわずかに
やつていただきたい、こういう考
え方であると言つておるわけであり
ます。従いまして共済組合におきま
しても、同じ社会保険医療制度のも
とに立つ限りは、制度の内容を全く同
じにしてゆくのが、これは至当では
ないかという感じがいたすわけであ
ります。特に健康保険の一部負担は、
今度の政府管掌ばかりでございませ
ん、比較的財政内容が豊かであるとい
われておる組合管掌についても、こ
の制度がとられておる。つまり
何といひますか、現在の健康保険制
度の一つの支えておる柱になってお
るわけですが、そういう意味で共済
も、赤字ではございませぬが、同調
いたしておるわけでございます。

○伊藤道雄君 先ほども申し上げま
したように、現在の共済組合は余
り過ぎて、最近御承知のように掛金
率を下げておる、これはお認めだ
ろうと思つておる。そういうふう
に、政府管掌の健康におつ
き合ひをして一部負担をしなければ
ならぬ、これは了解したいので、
特に健康法の第十二条を考えた場
合、結局共済組合については給付の
程度については、健康以上でなければ
ならぬというふうな明確に出てお
るわけでありまして、そういう根拠
からいってもこの際、赤字経営の
政府管掌の健康のおつき合ひをし
なければならぬ、という理由は了解
したいと思つておる。この点につ
いてお伺いしたいのです。

保、国民健康保険あるいはまた生活保護
で、これは現在でもみんなま
ちなんですね。だから今回健康保
険の方は初診料百円、共済が従来
通り五十円ないし四十六円とい
うことであつても、混乱を来たす
ことは何もないし、保険医として
も何ら困ることはないと思
う。現在ただいまでもま
ちだから、そういうことで一部負
担について、この点からも政府管
掌の健康のおつき合ひをしなけれ
ばならぬ、というところが、こ
ういふ点からいふか、お
考えになりますか。

○政府委員(岸本晋吉) 確かに健康保
険制度として、ばらばらな取扱
いであることは確かでございます
が、しかし今御指摘になりました保
険制度、これは大きく分けますと
健康保険、つまり勤労者系統の
ものと、それと云ひ方がおか
しいかもしれませんが、国民保
険、それから地域保険である
国民健康保険、船員保険と申
しますのは国民から保険料の全
般、医療ばかりでござい
ませんが、一般の勤労者の保
険制度と違つたものをして
おるわけでありま
す。こつた四つの種別に分
れておるわけでございます
が、それらの種別の保
険制度に適合した一部負担制
度というものをやつておる
わけでありま
す。われわれの共済組合は、
そのうちの第一に申し上げ
ました勤労者のための健康
保険制度、つまり健康保険法
による保険給付、これを代行
いたしておるわけございま
す。これは政府健康保険法に
同調するものが筋であらう
かと思つておる。伊藤道雄君
医療保険はあくまで医療

ら知らぬのだということも、ちよつと
全般の感情からいたしましていか
がであらうか、こう考へるわけ
であります。

○伊藤道雄君 結局私も社会保険全
体という、そういう立場から申
上げておるんですがね、健康も
共済組合も社会保険の一環であ
るというところは言ひます。そ
ういふ点から考へると一部負担
というふうなことは社会保険全
体の後退である、そういうふう
に私どもには考へられるわけ
です。社会保険全体から見ると
どういふふうにお考えになり
ますか。

○政府委員(岸本晋吉) 一部負担の問
題は、実はもとより母法である健康
保険制度で採用いたされておる
ものでございまして、これにつ
きまして法律に御審議、御賛成
を得まして法律が成立いたして
おるわけでございます。共済組
合としてこれにならわさ
るを得ないではないか、か
ように考へるわけではござい
ません。健康保険法の制度が
後退になるかどうかといふこと
になります。いろいろ御議論
のあることと思ひますが、一
応健康保険制度の基本ライン
として、諸外国でも相当程
度実施いたしておるもので
ございまして、そういう意味
におきまして、共済組合とし
ても一部負担の拡大というこ
とは、どうしても取り上げざる
を得ないのではないかと考
へるわけでありま
す。

○伊藤道雄君 健康を中心とした場
合に、共済組合が健康と異な
つた一部負担をやつと非常に困
る、そういうふうな内容が
わかれたわけでございます
が、それよりも点からい
へば、現在でも健康でもある
いは日雇健

保障を目的としておられると思うのです。そういう場合、病氣したとき費用の一部を被保険者である患者が結局負担するということ、結局医療保障制度自体の矛盾であらうと思ふのですよ、そういうことは、社会保障制度の後退ともなるわけなんです。こういうわけで病氣をしたらもう日ごろ掛金しておるわけですから、一部負担は根本的に考へても要らぬわけですね。それを現在の五十円をさらに百円にするというようなこと、こういうことに大きな矛盾があるように考えられるのです、その点はいかがですか。

○政府委員(岸本晋吾) つまり一部負担というものをなげ取り上げたかと申しますと、これは先ほど申し上げました、一つの医療保険という保険システムを維持していくための制度である、よそから援助を仰ぐというよりなことを考えればこれは別でございしますが、一つの保険グループといたしまして、そのグループの中でお互いに医療保障の給付を受けていこう、こういうことになりまして、そうしますとやはり被保険者が自分の持ち寄った保険料で給付を受ける。ところがその保険料ではどうも給付の支出が多過ぎてまかなえないというようになった場合、これはやはり一つの保険システムの中で問題を処理していこうということになりますと、やはり現実には病氣にかかられた人に若干なりとも負担していただく、これはやむを得ない措置じゃなからうか、かように考えるわけでありまして、こうした一部負担の制度というものは、医療保障制度の後退であるという御議論になりますと、これはまた何と申しますか、今政府が今度の健康保

険法の改正で御同意を得ました考え方は、また若干異なつて参るわけでありまして。まあ基本の考え方についてはちよつと私も賛成申し上げかねる次第でございまして。

○伊藤道雄君 ところが共済組合の場合には給付額がふえていけば、黒字になるまでまた一方掛金を引き上げておるわけですね。ところが掛金を引き上げ過ぎて、あまり順調にいき過ぎて最近では掛金を引き下げたということは先ほど申し上げた通りです。そういうわけで健康の経営と共済とはこれはおのずから違つておつたわけですね。そういう立場からそのまゝ健康の一部負担を共済へ導入するということについては、重ねて申し上げるようですが、納得しかねるというのを申し上げておるのですよ、この点はいかがですか。

○政府委員(岸本晋吾) 共済組合の財政状態は最近よくなつて来た、と申しますのは、これはいろいろ事情がございしますが、医療内容というものは、健康保険制度と同じように、最近非常に高いものになっております。しかし収入の面がよくつて来たり、最近非常に管掌の健康関係と違ひまして、毎年予算の上で昇給原資を、五割くらい昇給でまかなう原資を確保いたしております。それに二十九年、また今回ベース改訂もございまして。従いまして収入面で恵まれてきておる、そういう意味で状況がよくなつておることはたしかでございまして。しかし状況がよくなつて参りまして非常にちがはうございまして。案などともあれば、先ほど申し上げました千分の三十八というよりな掛金率があつて非常に苦しいという

ところもあるわけではございまして。案などところをみますと、またその案などところ苦しいところを問はず、ある程度この共済保険の医療給付に對しては、いろいろな面で政府は援助しているわけでありまして。たとえば共済組合に對しては、事務職員が仕事に従事する、あるいは施設の施設を使用させている、あるいは一般會計で共済組合の連合會に對して病院の施設の補助をしている。共済組合に對してはいろいろな補助が別途あるわけでありまして。そういうものがあつても、やはりある程度保障料が安くなつていくという面もあるのでもございまして。従いまして一がい共済組合は案だから一部負担をやらなくてもいいのだというこゝまでは、なかなか私もそれは言ひ切れなないのじゃないかと思ひます。

○伊藤道雄君 ところが、この一部負担がだんだん拡大されますと、どうしても早期受診といふことなど医療上必要なことに非常な支障を来すといふこと、わずかに百円ぐらゐりだから問題ないじゃないかとおっしゃるかもしれませんが、世の中には百円の初診料も出せない気の毒な方があまりにも多いわけでありまして。こういう点を考えた場合に、わずかに五十円ないし四十六円が百円になつたぐらゐり簡単に私どもは考へていないのであります。五十円でも相当苦しかった、さらにこれが百円だ、そのうち百円を都合つけてさあお医者さんにかかろうと、そういううちに時期を失してしまふといふこともありまして、入院しても一日三十円の割合で医療費がかかる、これでは入院の時期を見合はせようと、そういうところに實際の問題として支障が起き

てくる。そういう点を私ども心配いたしております。この点についてお伺ひいたします。

○政府委員(岸本晋吾) 確かに一部負担制を拡大いたしますと、満足にお医者にもつかないのじゃないか、こういうことが一部には心配されておつたわけではございまして、これは健康保険法の改正についても同じ問題があつたのでございまして、厚生省といたしまして初診を一日百円、入院三十円と、この程度ならば正當な受診を抑制させないで済むだろう、こういう見込みをもつてやつております。それを私ども機械的に、と申し上げては語弊がありますが、とにかく健康保険の代行制度であるといふことで同調いたしているのではありません。そういうことのほかには、國家公務員の共済組合員といふものは、給与レベルがそう低くない。政府管掌の健康保険で申しますと、これは大体ベースが一万三千円前後でありまして、ところが公務員の給与ベースは、今度の給与改訂法が通りますと、一万八千円をこえるわけでありまして、相当日常の経費に恵まれてくるわけではございまして。その給与レベルの低い政府管掌の健康保険、先ほど申しました日雇労働者の健康保険制度、こちらでも一部負担はおやりいたしたいと思つてゐる。それで一万八千円の共済組合員が一部負担を負担しきれないかといふと、これはなかなか實際的に見て議論があるのじゃないか。一般のほかの方が負担しているくらいは負担してもいいのじゃないかといふように考へております。

○伊藤道雄君 共済組合では、これがもし通れば一部負担をするけれども、その一部負担金についてはこれを組合に払い戻しをする、あるいはその他の措置で大蔵大臣の定める方法によつて措置する。こゝあるのですが、私ども考へますと、還元の方法といたしましては、当人に還元する場合、そういう場合が一つあると思ひます。それから掛金を引き下げるといふことと、それから附加給付の実施といふことで措置できると思ひます。ここでは「一部負担金の払戻その他の措置で大蔵大臣の定めるものを行ふ」、そういうわけでありまして、こゝで言うどの方法を考へられてゐるか、「その他の措置」とは一体何を意味しているか。こういう点についてお伺ひいたします。

○政府委員(岸本晋吾) その他の措置として考へておられますのは、ただいま御指摘になりました掛金率の引き下げあるいは附加給付の実施、そういう面があらうかと思ひます。ただそれを、どれを取り上げるかといふことは、今のところ私どもは具体的に検討いたしておりません。できれば各共済組合の實際に即した一番やりやすい方法、しかも、あまりある組合でやつてはかゝる組合から文句が出るというやうなことをないやうなもの、そういうものを實施したいと考へておりますが、これはまあ、法律案がかりに通りました場合、そのあとで、各組合と御相談をいたして処置を考へたいと思ひます。

○伊藤道雄君 そこで、これは後ほど附加給付のところでもまたお願いしたいわけですね、まだ具体的にどれにもきまつておらんとはいふことでありますので、十分この点については慎重にお考へいただいて、實際組合員がどういふことを希望しておるかといふこ

とを十二分に一つお考えいただきたいと思つておられます。

次に、一部負担金の徴収責任は一体お医者さんにあるのですか。それともまた、ほかの医療機関という表現になりますか、あるいはまた、徴収できない場合も予想せられるのですが、非常に気の毒な方々がありますから、こういうふうなことにについては、どういふふうにお考えですか。

○政府委員(岸本晋吉) 徴収責任と申しますか、現実の支払いの問題としましては、お医者さんに行きました場合は、その五十円なり百円に相当するものは御本人がそこで払っていただく、その医療機関としましては、全体の医療報酬の請求書のうちから、その一部負担で御本人からいただいたものを差し引いたものを組合の方に請求して参る、こういうことに相なるかと思ひます。

実際に払えないものはどうするかというところでございますが、この点は事実問題でございます、それぞれその際に、実情に即して御処理になることと思ひますが、私どもは、この百円以内というふうな初診料でございます、これは、公務員の現在の給与からして、払えないことはまずあるまい、かように考えておるわけでありませう。

○伊藤道雄君 共済審議会がしばしば答申しておるのですが、その初めの段階では、共済組合においても、一部負担金は、還元をすることを条件として、やむを得ない、おつき合いをするというふうな趣旨の建議がなされたと思ふのですけれども、その後、この共済審議会はさらに検討して、共済組合に一部負担を同意をするということに

ついては再考の余地あり、また、前回と変つた結論を出しておるよつに伺つておるわけですが、この点を一つ明確に伺いたいのですが、どのような実情か。

○政府委員(岸本晋吉) 一部負担の最初の答申では、やむを得ない、同調やむを得ないというのを申し上げておりました。その後、大蔵大臣に対しまして答申あるいは建議として、一部負担は反対であるというところはまだ申されておられません。ただ、共済組合の審議会の内部のいろいろな審議の過程で、ことにこの一部負担の払い戻しのやり方が非常にむづかしいということからして、一体どうしたものだろうかと議論がいろいろあつたことは聞いておりますが、正式に、これは困るというまだ答申なり申し出はございません。

○伊藤道雄君 この一部負担ということとで、これを実施せられて、たとえば当人に還付した場合、負担金を本人に還付した場合には、そういふ余分な事務がまた出てくるわけですね。今までなかったような、一応負担金を取つても、これをまた本人に返す、そこにややこしい複雑な事務分野が出てくると思ふのですけれども、こういう場合には、今までの事務員では事足りないと思ふのですが、こういうことについては、具体的にどういふふうにお考えですか。

○政府委員(岸本晋吉) 今度の一部負担金の負担金の内容は、昔の健康保険法の改正案と違ひまして、割合簡単になつております。初診の場合と、それから入院の際も、これも一月月だけということになつております。従ひまして、事務としてはそれほど、私ども、

複雑に、繁雑には相ならない、かように考えております。大体現在の事務員、あるいは経費、人件費、物件費の中でやつていける、かように予想いたしております。

○伊藤道雄君 次に、掛金についての幾つかの問題をお尋ねしたいと思ひますが、掛金について、各省各庁ごとにみな違つておるわけですね。まあまあだと思ふのです。ところが、低給者は負担率が大いというところは、これはまことに不合理だと思ふのですが、これは共済組合全体を考へる場合に、たとえば、これは、最近掛金率が先ほど申し上げたように順調になりすぎて引き下げたというところで、数字は少し違つておると思ふのですけれども、労働省とか大蔵省は、今までは百分の三十八であつたわけですね。これは少し引き下げられたと思ふのですけれども、ところが、一方外務省等については、これは高給者が多い関係だと思ふのですけれども、千分の二十というふうな、相当な開きがあるわけですね。こういうふうな、非常に不合理だと思ふのです。掛金が高いというところは、まさに矛盾するものだと思ふわけですね。そこで、問題としては、低給者について、ある程度政府の方でこれはやはり支援することが必要じゃないか、こういうふうな、共済組合全体を考へた場合に、そういうことが考へられるわけですが、この点はいかがですか。

○政府委員(岸本晋吉) 確かに、御指摘の通り、高給者の多い役所では、割合掛金率が低い、低給者の多いところでは掛金率が高い、これは確かに実情でございます。医療給付の内容は、高給者であつても低給者であつても、同じような給付を受ける。ところが掛金の方は、これは俸給に比例して払いま

すので、やはり高給者の多いところが掛金が少くなる。やむを得ないと思ひます。ただ、私どももこうした実情は好ましいとは思ひますが、これは必ずしも考へていないわけでございます。同じ給付の内容でありま

すから、できるだけ掛金率は統一したいと思つておられます。そのために、低給者の方に何か補助を出すという前に、共済組合全体をいたしまして、現在の保険料をプールする、同じような保険料率にもつていく方法がないであらうか、これを私どももまず先に考へておるわけでありませう。今日の組合員につきまして、給与の面でいきますと、これは、どの役所に勤めておつても、同じ給与であります。それから差引かれる税金にしても、同じ所得税法で差引かれる。ところが、全く同じ医療給付では、掛金がばらばらでございます。給与とか税の取扱ひから見て、決して正しい理想的な形とは言えないのであります。できれば組合全般としての同じ掛金率に持つていきたい。これがわれわれの希望であります。と同時に、保険制度としては、まずそこから手をつけていかなければならぬと、かように考へておるのであります。そういたしましたとしても、なおどうにもならない組合がありましたら、その上で特別な措置を考へるなり、必要な措置を検討すべきであらう、かように考へておるのであります。

○伊藤道雄君 この問題は、共済組合は、健保と異なつた、五対五の率になつております。これを乗り越えなければ、とうていそういう問題は解決

できないと思ふのです。今すぐにと

うことではありませうけれども、十分この点をお考えいただいて、五対五についての割合を再検討をして、先ほど申し上げた、低給者は逆に掛金率が高いというふうな点を是正しなければならぬと思ふのですが、こういう点について、どのようにお考えですか。

○政府委員(岸本晋吉) この医療保険については、負担割合は、使用者である国と組合員と五分々々の負担であるということが正しいかどうかという、これはいろいろ議論があつたと思ひますが、その前に、先ほど申しましたように、組合全体としまして、少くとも国家公務員であるならば、同じような保険料にならうという作業がまず必要になるのじゃないかと思ふのであります。これは、政府管掌の健康保険等に比べて、非常に公務員だけ損をしておるというふうな保険料率であつたといひますと、これはまた、別途の角度から検討する必要があるかと思ひます。現状のまま放置しまして、全般的にあるいは低いところだけ国の負担割合を増すというところは、まだ、現段階では、そこまで踏み切つてないような感じがいたしておるわけでありませう。

○伊藤道雄君 試みに健康保険法の七十五条を見ますと、「健康保険組合ハ第七十二条ノ規定ニ拘ラス其ノ規約ヲ以テ事業主ノ負担スベキ保険料額ノ負担ノ割合ヲ増加スルコトヲ得」こつていふふうにあるわけですね。さらに七十五条ノ二を見ますと、「健康保険組合ノ組合員タル被保険者ノ負担スベキ保険料額ガ一月ニ付標準報酬月額ノ千分ノ三十

五ヲ超過スル場合ニ於テハ其ノ超過部分ハ事業主ノ負担トス、こゝういふふう
に、組合管掌の健保では、共済組合と
違つて、五対五の比率ではなくして、
現実には六十四対三十六、こゝういふ
ような非常に有利な比率をもつて運営
されておるわけです。この点、先ほど
も申し上げましたように、健康保険法
の第十二条の精神からいっても、共済
組合は健保以上でなければならぬとい
うような面からみると、これは将来是
正しなけりやならぬ点だと思ふ。この
点について御意見を伺ひたい。

○政府委員(岸本晋吾) 今おあげにな
りました条文は、これは、組合管掌の
健保の規定でございます。共済組合と
いうものの健康保険の中で、政府管掌
の健康保険と比較して考えるとき、組
合管掌の健康保険と比較して考えると
か、これはなかなか議論が分れるとこ
ろだと思ひます。ただ、給付の点につ
きましては、先ほどおあげになりました
第十二条の規定によりまして、政府管
掌の健康保険よりは給付の種類、内容
はよくなつております。現実にも、政
府管掌の健康保険より組合管掌の保険
はよくなつております。しかし、それ
よりさらに進んで、保険料の比率と
か、あるいは使用主の負担割合といふ
ものを組合管掌までそろえるかどうか
といふことになりまして、これはやは
りもの考え方自体として、いろいろ
議論の分れるところだと思ひます。特
に、組合管掌となりまして、民間の大
企業でありますから、純粹の民間の大
企業なみに給付の負担割合をもつて
いつてしまふといふことは、別の意味
から批判があつたと思ひます。もちろ
ん、さらに現実問題にいたしまして

も、今日の共済組合の掛金率が、組合
管掌の被保険者の掛金率に比べて非常
に悪いといふことは、私どもの調べ
たところでは、必ずしもそう悪くない
のであります。もちろん、組合管掌と
いひましても、非常に大企業で、被保
険者の負担が百分の一くらいにしか
ならないといふような、また行き過ぎた
ところがあるわけでございますが、ま
あ、組合管掌は總体的によくなつて、
平均的に見た場合、今日の共済組合の
負担に比べて超過するかどうかといふ
と、必ずしもそこまで言ひきれないの
ぢやないか、実態からいひても、そこ
までもつていく必要はさしあたりのと
ころないようによつて考へております。

○伊藤頼道君 以上、私の方から申し
上げたような観点から、掛金と国庫負
担の割合については、これは、組合と大
蔵大臣といふいろいろ交渉の結果きめる、
さういふ道を開くことが適切であろ
う、さういふふうによつて考へられるわけ
ですが、この点についてはいかがです
か。

○政府委員(岸本晋吾) この保険料の
負担割合を使用者と組合との交渉でき
めるといふ問題でございますが、これは
やはり、今日の健康保険法でも、必ず
しもそれまで組合管掌につきまして踏
み切つていないわけでございます。ま
あ、さういふ自由自在に話し合ひでものを
きめられるといふことはまた別の問題
で、これは、国家公務員は、こんなこ
とを申すのは何でございますが、ほと
んど租税によつてすべてが、人件費が
まかなわれてゐるといふふうによつて考へま
す、当事者限りできめられていくと
いふことは問題だらうと思ふ。

○伊藤頼道君 今の点については、今
すぐさういふ方向に決定できないとし
ても、将来十分検討の必要があつたと思
ひます。今後機会あるごとに、さう
いふ方向にいくように十分御考慮願
ひたい。

次に、時間の関係で、新たな面に進
みたいと思ひますけれども、給付の改
善といふことについて数点お伺ひした
と思ひますが、今度の政府のあれを
見ますと、組合員が非常に熱望してい
る給付の改善といふ点にはあまり触れ
ていないので、ほとんど問題がないの
です。何ら見るべき具体的な改善案は
ないわけでありまして。

そこで、率直に申し上げますと、健
保改正に伴う一部負担、こゝういふ点
を骨子として打ち出してゐるわけであ
ります。ただ、それだけ提案したので
は、あまりにも風当たりが強くさうい
うふうな観点だと私は思ふのですが、
そこで、閣議決定の共済組合審議会を
動かしたり、また、年金制度の合理化
とか、あるいはまた、その他の幾つか
の問題が出ておられますけれども、率直
に言へば、健保改正に伴う一部負担が
ねらいであつて、さういふふうによつて
ののですが、政府の改正案において、給
付の改善といふことに少しも触れてい
ないといふ点は、まことに遺憾だと思
ふのですが、そこで、この給付の改善
について、以下幾つかをお尋ねしたい
と思ひますが、まず、社会保険による
給付については、企業とか組合員の
数、あるいは地域のいかにを問はず、
統一されてゐるといふことは、きわめ
て望ましいことだと思ふのです。望
ましいことだと思ひますけれども、
さういふことになると、形式にこだ

わつて、各社会保険が非常にその活動
が消極化するおそれがあると思ふの
です。その実際の例として、日本の中小
企業の健康保険については、政府管掌
になつておるわけです。政府管掌にし
たために、組合員自身も、また中小企業
自身も、何ら積極的な運営がなされて
ない、見るべき活動がなされてないわ
けです。さういふ状態にあると思ひわ
けです。ところが、大企業の健康保険
については、組合管掌にしたために、
組合員自身も、また企業主自身も、健
康保険を通して、疾病とか災害あるい
はまた出産、死亡、育児、老齢、失
業、こゝういふような面について、非常
に活動が活発化してきてゐる。さうし
て、現在のような段階にまで進んでき
たと思ふのですけれども、この点につ
いては、大蔵省としてはどういふふう
にお考へなのか、お伺ひしたいと思ひ
ます。

○政府委員(岸本晋吾) 一々お言葉を
返すやうで失礼であります。最初
の、今度の改正案が何れがねらいがな
く、健保の一部負担がねらいがな
らうといふお説でございますが、これ
は、私もやはり、それほどまでには
極端に考へておらないのでございま
す。年金制度の内容の改善といふこと
も大きな一つのねらいでございます。
これなどは、相当組合として助かるわ
けでございます。本格的にいろいろな
給付の内容を検討するといふことは、
この法案で今度審議されております共
済組合審議会の御審議におまかせしよ
う、こゝういふ考えで改正法ができて
おるわけです。

次の御質問の、あまり給付の内容を
法定し過ぎてしまつてゐるから、こ

した保険制度の内容がよくならないの
ぢやないか、こゝういふことでござい
ますが、給付の内容を法定したから、組
合員として、民間の組合管掌の健康保
険でやつておりますやうないいろいろ
な、何といひますか、福祉関係の活動
ができないのぢやないかといふことで
ございまして、必ずしもわれわれはそ
うも考へておらないのでございませ
う。

今日の健康保険の給付に比べまして、
共済組合の給付の種類とか内容は、健
康保険以上でございまして。場合によ
つては、組合管掌の健康保険よりも上
回ります。もちろん、組合管掌としま
しては、健康保険として、この健康保
険にない給付、また、それをこすよ
うなレベルをやつてゐるところもあ
るかと思ひますが、半面、共済組合
でやつていないことをやつてゐるよ
うなところもあるわけでございます。そ
の辺、全体としてどつちが有利かとい
ふことになりまして、なかなか判断の
つきにくいところであらうかと思ひわ
けでございます。特に共済組合では、
この健康保険の医療給付をそのまま代
行してゐるといふほかに、年金制度の
長期積立金を利用しまして、ある程度
の福祉施設はやつてゐるわけござい
ます。さうした面もあわせ考へます
と、共済組合の福祉事業の内容が組合
管掌に比べて著しく劣るというところ
までは考へられないといふふうによ
つておるわけでございます。

○伊藤頼道君 今申し上げましたの
は、組合管掌の健保の社会保険として
の積極的な活動は、現在付加給付とい
ふ、さういふ名称で呼ばれてゐるの
であります。その付加給付は、年々拡大

されておるのが実情であらうと思うのです。試みに数字を拾ってみますと、昭和三十一年——昨年の四月一日現在で、健保の組合数が九百十あったのですが、そのうち実態調査の結果を見ますと、九百十のうち八百七十六だけが回答を寄せているわけですけれども、その八百七十六のうち八百八という、ほとんど大多数の組合が附加給付を実施しておるわけですね、現実にはどういふような現実を大蔵当局としてはどういふふうに見られるかということをお伺いしたい。

○政府委員(岸本晋吾) ただいまおあげになりました数字は、おそらく健康保険組合連合会で調査なすつた数字だろうと思ひます。私どももその数字を持つておりますが、大体それだけ多くの組合がやっていると確かでございまして、その種類とか内容から見ますと、またこれは区々でございまして。総体のレベルとして、果して共済組合のやつております給付より非常によ過ぎるものか、あるいはどうかということ、これはなかなか判断のしにくいこととでございまして。まあちよつと一例を申し上げますと、この給付の種類にいたしまして、ほとんどが法定給付を若干上回つてやっていると、この給付をやっている所は非常に少ないのでございまして。それに、法定給付以上の給付をやつております所でも、その法定給付の内容を上回る率というものはそれほど高くはない。もちろん幅はございますが、非常に有利なものをやつてゐるのはわずかな所でございまして。その意味におきまして、現在健康保険法の法定給付以上の給付をやつてお

ります種類といたしまして、共済組合の方が総合判断で非常に悪いのかどうか、これはやはりそう一概には言ひ切れないのではないかと考えているのでございまして。

○伊藤頭道君 組合管掌の健保と公務員共済組合を比較した場合ですね。この両者の運営は同じものでなければならぬ。特に共済組合の給付の種類とか程度については、健保より以上でなければならぬ。これは先ほども申し上げたことですが、これを沿革的に見て、また法文から見ても、そういうことがはつきり言えるわけです。こういうような点をどういふふうにお考えになつていますか、お伺いしたいと思ひます。

○政府委員(岸本晋吾) 共済組合の給付が健康保険法の給付以上でなければならぬ、これは確かに健保に規定がございまして。現実には共済組合法の規定を見ましても、たとへて言ひますと、短期給付の面で、健康保険法にない給付があるものでございまして。たとえば、罹災給付でございまして、弔慰金とか、あるいは災害見舞金、あるいは給与給付のうち休業手当金、こうしたものは、みな健保にない制度でございまして。健保にある制度、たとえば分べん費にいたしまして、出産手当金にいたしまして、こうしたものは政府管掌の健保よりは高い金額には相なつております。

○伊藤頭道君 従来からの政府の態度を見ますと、政府は、公務員共済組合に対しては、附加給付を実施させないような方向に力を注いできたと思ひます。附加給付を実施させないことに、よつて当然積極的活動ができないよう

な、そういうことになるわけです。国家公務員共済組合は、先ほどから繰り返して申し上げておる通りに、現在健全な黒字経営でもあるし、こういう点からも、附加給付については実施できる状態に置かれておると思ひます。そこで、この附加給付を実施しようとする考えが大蔵省になれば、たとへてそういう思ふた可能な情勢の中にあつても、いつまでたつてもこれは実現できなかつたと思ひます。結局この附加給付に対する大蔵当局の熱意とか考え方によつてきまると思ひます。実施しようとするれば、以上申し上げたような観点からも、当然実施されなければならぬと思ひます。この点についてお考えをお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(岸本晋吾) 附加給付を共済組合でなせ今までやらなかつたかというのをちよつと申し上げたいと思ひますが、この附加給付を共済組合でやらなかつた理由は、二つございまして。第一が共済組合内部の問題、それから第二がほかの社会保険制度との関係でございまして、第一の共済組合内部の問題といたしまして、非常に困りますのは、先ほど御指摘があつたのですが、共済組合が現在各省庁単位でございまして、掛金率が非常にまちまちになります。衆なところもあり、苦しいところもある、そういうところに附加給付制度を施行いたしまして、それぞれ組合財産の範囲内で好きなことをやつたらどうかというようなことをいたしまして、これは、財政の割合案など、高給者の多いところ、そういうところで何でもできる、そういうほかの組合では、それを指をくわえて見

てなければならぬということになる。これは、同じ国という事業主のもとに立つておる組合として、そうしたばらばらなことをやるのは、やはり好ましくないわけでありまして。これは、組合管掌の健康保険であります。一つの会社内部だけでやることでございまして、ほかに響くことがない。よその組合が見まして、あそこは割合の経理状況がいいのだから、ああいうことをやつておるのだなというくらいでおさまるわけでありまして、国という、同じ事業主の中にある共済組合では、事がそれでは済まないわけでありまして。やはり苦しいところにも何かやりたいという気持ちが起きてくるのは当然でございまして。この点が私どもとして、非常に今までの附加給付を取上げることがむずかしかつた事情でございまして。もちろん、附加給付の内容でございまして、各組合共通でできるような軽いものからやるという考え方ももちろんあるのでございまして。しかし、それにいたしまして、その前に、まず各組合の財政負担、各人の組合員の負担の均衡ということをはかつてからでございまして、こゝまで突き進めて参ると、いろいろあつた問題が起きてくる。これが今までの附加給付を取り上げた一つ一つの理由でございまして。もう一つ、共済組合の外部に対する問題、つまり他の社会保険との関係でございまして、組合管掌の健康保険では、御承知の通り、附加給付をやつておりますから問題がございませぬが、今一番問題になつておる給付のバランスがますます開いてくる心配もあるわけでございます。

共済組合員に対して、保険料の半分を国が負担している。国が負担しても、これは事業主としての負担であつて、いわゆる純粋な意味での国庫負担ではありません。もちろんわけでありまして、それにいたしまして、国が一般歳入のうちからその負担金を持ち出していることは間違いないところでありまして。現在相当いいレベルの給付をやつておるのに、さらにその上に、国の負担まで持ち出して、政府管掌と差をつけるとかというふうな批判がまた一部出て参るわけでありまして。そうした点を考えますと、なかなか私どもとして、共済組合だけ独走していいというところまでまだ踏み切れずにいるわけでございます。

○秋山長造君 ちよつと関連……、今の附加給付の問題ですが、課長の御答弁によりますと、附加給付にするといふのはとんでもないことだとまではおつしやらないけれども、それに近いような感じを受けたのですが、一体なんですか、大蔵省がわざわざ成文化してまで大いに尊重していきつとせられておる国家公務員共済組合審議会がこの二月二十五日に大蔵省に答申して、いまね、附加給付をやれと。大蔵大臣がそこまで信頼されて特に設けられた審議会がそういう答申をしておるところを見ると、やはり附加給付というものは共済組合の趣旨に反するところではない、共済組合の趣旨に非常に沿つたよい制度なんで、これは、大いにその方向に一步でも二歩でも踏み出していくべきものではないかというふうには私は思ひます。この審議会の答申に対しては、大蔵省としてどういふ扱いをされたのですか。

○政府委員(岸本晋吾) 実は、ちよつと私の言葉の足りなかつた点かと思ひますが、付加給付はとんでもないものだからやる気持はない、こういうことを申し上げたわけではないのであります。今まで大蔵省として踏み切れなかつたのは、今申し上げたように、二つの理由があつたのだということを申し上げたのであります。共済組合審議会ですらうした答申が出たことは、建議の出たことは確かであります。それに基きまして、大蔵省といつたしましても検討はまだいたしておるわけでございます。その前に、各共済組合から、この付加給付について一体どう考えるのかという、建議に基いての措置を、措置と申しますか、この建議に基いて、こういう建議があるから、各組合ではどうお考えになるかということ、正式に意見を聴取したのでございまして、最近ようやくその全部が出そろつて参つたわけでございます。これに基きまして、至急私ども内部で最終の結論を得たいと、かように考えておるわけでございます。

○秋山長造君 付加給付のことについても、もう少しお尋ねしたいのですが、その前提として、大蔵省に設けられたこの共済組合審議会が二月二十五日に大蔵大臣に対して建議をやつておりますが、その内容はどういふ点を含んでおつたのか、ちよつとお示しを願ひたいと思ひます。

○政府委員(岸本晋吾) 今の二月二十五日の建議の内容は二つございまして、一つは、付加給付制度を設けること。簡単にございまして、読みますと、「健康保険組合との権衡からも、各組合の実情に即するのために、労務管

理に資するためにも、一定条件のもとに、共済組合の短期給付に付加給付制度を設けることは必要と認められる。」これが第一であります。第二、「組合事務に従事する職員が共済組合に加入できる途を開くこと」。共済組合の事務専従職員を入れることでございまして、理由をいたしましては、「他の関係法規との権衡からも、共済組合の運営合理化の見地からも、一定条件のもとに共済組合に所屬する職員が当該共済組合に加入し得る途を開いておくことは必要と認められる。」この二点であります。

○秋山長造君 今お読みになつたところを聞いておりますと、むしろ国家公務員共済組合について付加給付をやらなかつた方が、むしろ他との均衡といふか、あるいは時代の推移といふものにむしろおくられてゐるような感じが受けるわけですね。だから、当然付加給付といふものは、これは共済組合といふ建前からして、一歩でも二歩でもその建議の中にも「一定条件の下に」云々という言葉がありましたね。「一定条件の下に云々」といふのは、やっぱり漸を追うてと、漸次一歩、二歩、三歩と進めていくべきだといふ意味じゃないかとも思ふのですけれども、とにかく付加給付のどれだけの範囲で一挙にやるかといふことは、まあ議論があるとしても、とにかく付加給付に踏み出すべきだといふことは、これはもう間違いない。しかも、これだけの大蔵大臣の信頼して集められた学識経験者の知能を集めて審議をされた結果、そういう結論がしほり出されたといふことは、これは、よほど大蔵省としても尊重されるべき筋合いのもの

だらう。しかも、それと並んで、後ほどどうせ問題になると思ひますが、共済組合の事務職員の組合加入、これにしても、やはり他のいろいろな方面との均衡上からいつても、また職務の実質性からいつても、これは当然組合に入れるべきだといふ結論になつておるので、この二つの点とも、これはもうこの建議が出て、相当今度の予算審議会に入るまでに準備期間といふか、大蔵省の方で考えられる期間といふものはあつたわけなんです。だから、当然こういう点は考えられてしかるべきじゃないかといふように思ふのですがね。その点、二つの点についてどうお考えになるかといふことを重ねてお伺ひしますが、同時に、こういう閣議決定で設けられたものを、あえてこの際、法律の条文にはつきりうたつて法制化しようとするのはいくらだから、この審議会といふものはよほど尊重されておつたもので、また今後も尊重されていくつもりだらうと思ふ。そうであるならば、なおさらこの審議会がたつた二つの点にしほつて、丹精こめて建議をしたものを、これはもう一文の値打もないよ

うな格好で放任して、そうしてはおかぶりして通らうといふのは、私は間違つてゐると思ふ。もしそんなことだつたら、これは法制化なんてする必要はない。これは、この条文は削除した方がいい。どうですか、この両点についてお尋ねしたい。

○政府委員(岸本晋吾) まず第一に、共済組合審議会の意見を尊重しないといふことではございませぬ。まあ私ども、もちろん大蔵大臣が共済組合制度の諸問題として、重要問題の審議あるいは答申をお願いいたしておるわけに

ございまして、その結論はできる限り尊重いたして参るといふことは、申し上げるまでもないわけでございます。ただ、今回のこの建議につきましては、先ほど申し上げましたように、一応これは審議会の答申でございまして、建議でございまして、従つて、この審議会の建議をそのまま受けてやるかどうか、実行する側の立場もやはり考えなければいけないといふことで、私ども、各共済組合にその意見を、これについて一体どう思ふかという意見を行政官庁としてまた別途の角度から意見を出したわけでございます。これの各組合の意見が出そろつて参りましたのは、つい最近のことでございます。建議自体は二月二十五日でございます。私もまた、それに対する各組合の意見はできるだけ早く出していただきたいといふことを要望いたしておつたのでございまして、実は、各組合の意見が出そろつたのはつい最近でございます。これに基きまして、至急今いろいろ資料を整へまして、検討いたしておるといふのが実情でございます。

○委員(島田得治君) 最近各組合からの意見が出そろつたといふのです。が、これはまあ、いずれ整理されたものを私どもまた拝見したいと思ふのですが、大体的傾向ですね、各組合から来た意向、つまり大体的、といふのは、問題になつておる付加給付なり、その二点についてやれという方向のことなのか、そんなものやっちゃ困るという方向なのか、それは大体わかつてゐると思ふのですが、どういふふうなものが出てゐるのですか、参考までに。

○政府委員(岸本晋吾) 実は、各組合の意見を求めましたのは、この付加給付の点だけでございまして、付加給付の面では、ほとんどは賛成でございまして、ただ、無条件賛成とばかりは限つておりませんで、中にはやはりよそのパランスにおいて付加給付をやつてほしい、しかし、自分のところは財政が苦しいから、何とか面倒を見てほしい、あるいは付加給付といつても、各組合のばらばらなのは困る、横に統一のとれたものであつてやつてほしい、こういうふうな条件のついたものがございます。しかし、ほとんどは賛成であることは間違ひございません。

○秋山長造君 そつちをいふと、この審議会の意思も付加給付制度を採用すべきだといふことだし、それから、それに基いて組合の方へ諮問された、それに対する組合の回答も、条件のあるなしは別問題として、とにかく採用してもらいたいといふことなら、もう大体結論はきまつたやうなものです。ね。もうあとは、ただ実行あるのみだ。ただ、この法案自体が、実はこの審議会の建議が出る前からの継続になつていたものだから、だから、ちよつとこの法案へこれだけのことを挿入するといふことが技術的にむづかしかつたかもしれないけれども、しかしそれは、国会で修正という手はあるのですから、だから、結論はわかつてゐることなら、この際一つ、政府と国会と協力して、この点修正したらどうですか。そういう御意思ありませんか。

○政府委員(岸本晋吾) 建議もあり、各組合の意見も賛成であるといふことは、申し上げた通りでございますが、ただなお最後に、内容の問題といたしま

して、これ自体どうするか、どういう付加給付でやるかというところは残っておるわけでございます。これをどうするかによって、国庫負担も相当違つて参るわけでございます。わかりやすく申し上げますと、今日の各組合の出して参りましたものを見ますと、みんな医療給付期間を、現在の三年というのを一年延長してほしい、これが第一順位に全部あがつてゐるわけでございます。建議自身も医療給付期間を延ばす、これは非常に金のかかる問題でございます。と同時に、政府管掌健康保険にも影響する問題でございます。現在三年で済んでおりますものを、四年にするということになれば、これは、財政状態が楽になったから、その中の余裕でやれるだろうという程度のことでは話が済まなくなるといふ私どもの見通しでございます。もう一つは、政府管掌健康保険の方でまた医療給付期間を一年延ばすという問題が必然的に起きてくる問題であります。その方の見通しがなかなか立ちにくいという点で、この点については、実は私ども困つてゐるわけでございます。まあ付加給付制度というものをそういうところに何もしほらない、あるいはもう少し軽いもので始めるといふことが各組合の御希望であれば、これまた事務局としましては、それほど検討に日時を要しないわけでございます。何分にも、これが一番のこの保険制度の焦点となつております医療給付期間の一年延長というところに来ております各組合の御希望、これはやはり各計数を固めて検討していきまさんと、先の問題が生ずるわけでありまさんと、そういう意味で、若干検討の日取りで、ちよつ

と手数をかけておるわけでございます。○秋山長造君 その点は、限度の問題でもあるが、同時に、やはりここまでできたら踏み切りいかんの問題だと私は思ふ。だけれども、私の質問は関連です。から、また伊藤さんの方へ質問を返して、また後ほどもう少し突っ込んで伺ひます。

○委員長(亀田得治君) ちよつと私から、もう一つ関連してお尋ねしたいと思ひますが、現在ある閣議決定に基き審議会でですね。これは、私どもがもつてゐる資料によると、直接労働組合関係の人といふのは、十一名のうち三名しかおられない。あとはみんな、給与課長が御心配になるような点などを、そういう立場をよく平生から考へておられる人々たちですね。そういう人たちがみんな委員に入つてゐる。ことに大蔵省の場合には、主計局長みずからがこれに入つてゐるわけですね。こういうような点、いやそれは、審議会としてやつた意見であつて、大蔵省の主計局長といふことになつたらまた違ふのだ。まあ一応は形式的にはそういうことは言えるけれども、それと然と区別されるものではないと思ふのです。主計局長も、これが審議会として決議をされ、進んで行けば、どういふことになるかといふことは、これは当然予見できることですからね。ほかの官庁のいろいろな、管理局長とか人事部長なんかとは相当違ふと思ふのです。主計局長をわざわざこへ入れておるのは、これは、むしろそういう財源等の裏づけ等もやはりつけてやらんといふかぬ。そういう意味でやはり入つてゐると、私どもは常識的に感ず

るのです。先ほどの答弁から見ても、ほんの大体了解される程度のよりなことに思ふのですが、どうなんですか。この十一名中ほとんどこれは大部分が組合以外の人が入つてゐて、こういう決定をしておるわけですね。そういう立場からいつても、これはもつと具体化に熟意を示すべき問題じゃないかと思ふのですが、そういうことは問題にならないのですか、内部でこういう構成でやられてゐること自体について。

○政府委員(岸本晋君) 今委員長のおつしやつておりますのは、現在の審議会の構成メンバーのことでございます。すか。法律に基くものでなくて……○委員長(亀田得治君) いや、現在の

○政府委員(岸本晋君) 確かに現在のメンバーは、いわゆる職員組合代表といふ意味では少しといふことは確かでございます。しかし、共済組合といふのは、またいわゆる職員組合と官側といふ意味の構成メンバーからばかりで作るといふのは、必ずしもそれが適当なんだとはかり言ひ切れない面がございます。まあこれが、今日のメンバーがこりいふことになつてゐるわけでございます。これは、改正法案が通りまして、新しく法定されます場合、この改正メンバーの構成をどうするかということは、すべてこれは政令に譲られるわけでございます。改正法案の九条の二の第八項で、「組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。」といふことになつております。この「政令で定める。」といふ場合に、今までの審議会の約束としましては、審議会にかけて公正なメンバーになるよう

に努力しようといふことに相なつております。法律案が通りました後の新しい審議会の顔ぶれは、若干變つて参ろうかと思ふのでございます。ただ、今日までの建議とか答申であります。これは、大蔵省が一枚加わつてゐるから、もうそこではほとんど了解しているのじゃないか、こういう趣旨の御質問だろうと思ひますが、実はこれは、委員としては加わつておりますが、事務局の代表としての意味で加わつてゐるにすぎないのでございます。従ひまして、委員会の席上では、発言はほとんどいたしておりません。同時に、採決には加わつていないのでございます。

大蔵省代表は、この採決には加わらないという慣例になつておりました。今度の、先ほどの建議にも、慣例により、大蔵省の代表は加わらないといふことは、わざわざ注記しております。これは、単なる事務局の代表という程度で入つております。こりいふように御了解願ひたいと思ひます。「政府側を代表する二委員は慣例により採決に加わらない」、これは建議にも注記してございます。

○委員長(亀田得治君) 政府側を代表する委員といふのは、どれとどれですか、この十一名の中で採決に加わらないといふのは……○政府委員(岸本晋君) これは、大蔵省の主計局長と厚生省の保険局長でございます。○委員長(亀田得治君) ちゃんと委員になつてゐるけれども、結論について責任を持たないのだ、そういう委員ですか。

○政府委員(岸本晋君) 普通の委員会における責任を持つといふ意味のものではないわけでございますが、これは審議会ができましたときに、これは主として内輪話になるわけでございますが、当時の委員の今井さん御自身の御希望もございまして、こりいふことに相なつておりますが、今度法制化いたしました場合には、これはまた別途の構成には相なつておると思ひます。

○委員長(亀田得治君) まあこれはしかし、希望を申し上げておきますが、こりいふふりに委員十一名と並んで、私が質問したからいいやうなもの、質問されたらいいやうなものが、最初持つたような疑問はこれは持ちます。もしそんな責任を持たぬものならば、消しておいてもらわなければならぬ。しかし、それにしてもここに名前が出ている以上は、これはやはり責任を持つてもらわなければいかぬです。今のような答弁はちよつと承でできません。この程度にしておきます。

○竹下豊次君 関連しまして……各種の委員会がありますね、審議会といふものがある。その場合に、役所を代表して出られる委員の諸君のお立場といふものは、特に大蔵省を代表しておられる立場といふものは、われわれとしても苦しいことがあるだろうといふことは、よく察しがつきます。しかし委員として顔ぶれに入つておられる以上は、今、内閣委員長の言われるような論法でいいかないといふと、ちよつとおかしなこじやないか。もしどうしてもそれが悪いといふことでしたらどうするかという問題です。しかし、政府の人がさつぱり委員会に顔出ししなければ、審議するにしても都合が悪い。そのときに幹事という名前、あるいはほかの名前でもけつこ

です、委員以外の立場で説明の役に当るといふ制度にするのが正しいのであつて、委員という名前をつけておいて、採決に加わらないとか、責任を負い得ないというふうなことは、ちよつとおかしいのじゃないか。ただ、理屈としては、これは委員の立場と、また政府——といってもそのときに自分が大臣であるというわけでもないわけですから、理屈としては、使ひ分けができないなら、使ひ分けておきます。その点は、この問題もさつそく起る問題ですが、審議会ができませんれば、よくそこをお考えになりまして、今の御説明のようなことが繰り返されぬように、一つ研究願つておきたいと思ひます。

○政府委員(岸本晋吾) 確かに今日の事実上の審議会の要則でございますね。これは実際は関係行政庁の委員二人を除いたところの九名の委員をもつて組織するといふくらいに了解願つてもらいたいと思ひます。事實はその通りに運用いたしております。今度の新しい改正法案が通りました場合には、できるだけ御趣旨に沿うような組織は考えたいと思ひます。

○竹下豊次君 それで、その採決の場合に加わるとか加わらないといふことになりまふと、政府の方の立場として、都合のいいときは多数決で勝たないから加わるが、都合の悪いときは加わらないといふようなこともできるわけでは、あまり御都合主義な委員会になつては、審議会の権威というものはなくなりますから、これはよく御検討願つておきたいと思ひます。

○秋山長造君 これはもう政令案はできているのじゃないですか。大体二十

四国会から継続案件なんだから、もうずつと前にすでに構成メンバー、——具体的なこととはきまらないでも、大体今のような点は、どういふふうにするといふことは、準備ができてゐるのじゃないですか、その点いかがですか。

○政府委員(岸本晋吾) 実はまだ政令案は、不勉強で申しわけないのですが、できておりませんのですが、法律案が通りました場合には、今日の事実上でございます共済組合審議会、現在もすでに期限が切れてなくなつておりますので、一応そのメンバーの方の意見も伺ひまして、その上で政令も考えたといふふうな段取りにいたしてゐるわけでございます。

○竹下豊次君 あなたにお尋ねするのは無理かもしれませんが、御存じだつたらお話し願ひたいのですが、ほかの審議会といふものは、役所から出ていらつしやる委員の人は、やはり採決に加わらないといふのが今日までの例になつておるでしょうか、ほかの審議会御存じでしたら一つ……

○政府委員(岸本晋吾) 大體法制上きまつております審議会といふものは、委員はみな意見を述べ、採決に加わることができるとは建前でございますけれども、これは私どもの方は事実上の審議会として出発いたしておりますので、まあ勝手もよくわかりませんし、この方がむしろ實際は関係者の意見を聞けていいのじゃないかといふことと、むしろ委員にしておいた方が意見を勝手に言つてもらうに都合がいいじゃないかといふ会長の御希望もあつたわけでございます。まあそういう取扱ひをいたしております。しかし、事実上は幹事でございまして、しか

これを採決に加はせるといふことは適當でないといふことで、落してゐるわけでございます。一般的には委員は全部採決に加はるといふのが常識でございます。

○委員(長(龜田得治君) 実際上は、大蔵省からはあなたが出ていたわけですが、委員であるが、幹事である方がいいですが、実際上はどういふ方が……

○政府委員(岸本晋吾) 實際上私ないし私どもの課でこの方の事務を主管いたしております予算実地監査官の藤刈さんといふ人が出ております。

○委員(長(龜田得治君) それじゃあなた自身としては、まあ幹事役のようなことをやつてきたのでしから、大體この建議には賛成してゐたわけですね。とてもいかぬといふなら、若干こゝういふ非常に融通性のあるような委員会で、まあ、ちよつと待つてくれといふのが普通なんです。その辺の色合いといふのはどういふふうですか。

○政府委員(岸本晋吾) まあ幹事でございまして、いろいろな問題を聞かれました場合に、そのいろいろな角度の、賛成の角度もありますし、反対の角度もある、そのいろいろの角度のまゝ批評と申しますか、そういう角度のものの見方は申し上げておりますが、まあこの程度のことなら建議してもらつてもいいからやつて下さいといふことを言つておるわけですね。その辺のことは、やはり審議会が自主的ににおきまなつておることでございます。

て、委員会としてこれだけの結論をまとめられるまでには、よほどその過程で担当課長としてのあなたの意見といふものは、各委員から聞かれたと思ひます。あなたは、今われわれに答弁なさつておるようなことを、やはりおつしやつたのだらうと思ひます。にもかかわらず、あえて委員会がこゝういふ結論を出したといふことになる、それはもうあなたなんか全然関係も出席もしてない委員会で、ただ一般的の学識経験者が集まつてこゝういふ結論を出したといふより、よほどこれは強い結論だといふことは判断せざるを得ない。それで、事務を担当しておられるあなたといふいろいろな意見を聞いた上で、あえてこゝういふ結論を出したわけですから、これはただ漫然と付加給付制度を採用せしめたわけでは、さらにこれは強い結論です、この付加給付制度をやれといふ結論は……だから、それがやれば大蔵当局として、これは今からでもおそくないのですが、一つ付加給付制度といふものの採用といふことも、まあ範圍、程度といふものは一応別問題としても、付加給付そのものに對しては、やつぱりこの際踏み切られるべき段階ではないか、こゝういふように私は思ひます。

○政府委員(岸本晋吾) たゞたび申し上げておりましたが、ともかく各組合の意見がそろつたところで、その意見の主眼点について、今最終の計数整理などいたしまして、いろいろ最後の検討をいたしておるわけでありまして、頭からこれはだめであるといふことを、意見をきめておるわけではないわけでありまして。

○伊藤頭道君 審議会のメンバーですと、最初十一名のうち三名が組合代表といふふうな委員から話がありまして、たゞれども、これは正しくは二名ですね。官公労の豊田氏と共済協の沢田氏であつて、二名ですね。これは訂正する必要があると思ひます。おそらくこの海野氏も入つておつたと思つたのですが、これは事務当局側から出ておるのであつて、労組の代表からは二名であるといふことを訂正願ひたい。

それからこゝういふふうな十一名中わずか二名の労働組合の代表、こゝういふ構成で、決してこれは労働組合の交渉の——それは百パーセント受けがたいといふことは考えられまふけれども、政府の責任者も相当入つてすね、しかも労働組合の代表は二名と、こゝういふことで、先ほどあなたの方では大體みな賛成だつたといふことですが、私どもはもう全会一致でまかつたといふ表現の相違があると思ひます。そこです。さういふ事情で、全会一致でまかつたこの審議会の結論は、すなわ、相当重視しなければならぬといふことについては、ただいま各委員の方々から御指摘があつたわけですが、私もこの点は特に強調したいと思ひます。こゝういふ点で、さらにこれに加えて健康保険法の六十九条の三を見ますと、組合管掌健康保険においては「本章二規定スル保険給付ニ併セテ其ノ規約ヲ以テ保険給付トシテ其ノ他ノ給付ヲ為スコトヲ得」、こゝういふふうにあるわけですね。「其ノ他ノ給付」といふのは、まさしくこの付加給付のことをさしておることは御了解いただけると思ひます。付加給付をなし得

るといふことなんです、結局結論は。そこで、この趣旨は、当然共済組合の中でも生かされなければならぬと思うのです、先ほど来から申し上げておるようにですね。その点については、どういふふうにお考えですか。

○政府委員(岸本晋吾) ちよつと誤解の点がございますので申し上げますが、大体において意見が一致していただと申し上げましたのは、これは共済組合の審議会の建議に対して、各組合が大体賛成しているというのを申し上げたのです。建議自体は、申すまでもなく審議会で全会一致で出て参つております。この付加給付を、健保と同じように共済組合でもやるべきじゃないかとおっしゃいます、共済組合全般のことになりますと、先ほど申し上げました共済組合内部の問題、外部の問題、同時にさしあたり各組合でいろいろものは付加給付としてやりたいといつても、医療給付の一年延長という問題、こうした問題もございいます。いろいろ今最終の検討を急いでおる段階だといふことでございます。

○伊藤頼道君 さらにこのことに加えて、健保法の第十二条には、先ほどから繰り返し申し上げておるように、共済組合の給付の種類と程度は、健保以上でなければならぬと、これは繰り返して申し上げたところですが、こういうふうに考えてくると、これは当然即刻この付加給付というものを政府は尊重して、実際に実施しなければならぬ、そういう責任があると思つてわけです。で、大政府は労働者に対しては法を守ることにしては相当厳格な態度をとつておるわけですね。最近の問題の春闘についても、一方的に判

断してこれを撤回に処しておる。途方もない撤回に処しておる。ところが最近この内閣委員会でも問題になった岸総理が原子力基本法を無視して核兵器を持とうとしているといふようなこと、それからまた、大蔵当局が先ほどから申し上げておるように健保十二条とか六十九条の三、それから審議会の結論、こういうような当然尊重しなければならぬ面をさへ、受け入れていない。こういうような点は、まことに不可解、遺憾だと思つておる。この点十分お考えいただいて、先ほど秋山委員からも御指摘があつたように、今からでも決しておそくない。今決断していただければちよつといい時期だと思つたから、即刻その点には付加給付実施という線を出していただきたきりした御答弁をいただきたいと思つた。

○政府委員(岸本晋吾) 一々こまかいことを申し上げて恐縮でございますが、この健康保険法第十二条の規定は、これは現在の共済組合が確実に実施しておるわけでありまして、この健康保険法にもないような給付をいたしております。またあるいは健康保険法にある給付よりレベルの高いものを実施しておるわけでありまして、その健康保険法にないような、あるいはそれ以上のレベルで実施しておるもの、これはある意味におきましては、健保の六十九条の付加給付に相当するわけでありまして、共済組合法では、ただそれを法定しておる、付加給付で法定しておる。それに加えてさらに何か自由自在にできるような付加給付をこの際作つたらどうか、こういう御趣旨かと思つ

ます。これにつきましては、建議ももちろんございまして、いろいろまだ検討すべき問題が残つておりますので、いましばらく私どもとしては検討いたしたいと、かように考えております。○伊藤頼道君 ここで私どもが付加給付を共済組合にも導入すべきであるといふことを強調しているのは、組合管掌の健保と今度同程度の非常に有力な、たとへて申し上げますと、組合によつては、結核療養費の面を付加給付で担当しておつたり、あるいは家族療養費は半額本人負担ということになっておるのですけれども、その五割全額を組合が付加給付によつて担当しておるところもある。そういうことになると組合員の家族は、組合員の本人同様一銭も要らないで療養が続けられる、そういう組合も相当あるわけですね。最初、先ほど申し上げました八百八という組合が現実には付加給付を実際に実施しておるわけですね。そういうことから、十二条の点からもまた六十九条の三の法に照しても、さらにまた審議会の尊重すべき結論を考へても、繰り返し申し上げておるわけですが、当然これを実施しなければならぬと思つた。この点いかがですか。

○政府委員(岸本晋吾) 付加給付の問題につきましては、まだ結論を私ども最終的に得ておるわけではないのであります。ただ、先ほどから繰り返し申し上げておるわけでございますが、共済組合内部の問題、そうしていろいろ財政状況がまづまちでございまして、今踏み切りにくい問題があるといふことが第一でございます。もう一つは、政府管掌の健保との関係も、すでに今日の共済組合の法定自身が、健康

保険と比較すると、付加給付的なものをも含めた法定給付といふことになつておるわけでありまして、さらにこれに医療付加給付をいたしますと、よそへの影響もいかにあるか、こういう点をも検討いたさなければならぬ。以上申し上げた二点の観点から、今なお検討を加えておるわけでございます。○伊藤頼道君 そこで付加給付について、今この席でそれでは付加給付を導入いたしますというところは言われなかつたと思うのです、立場上……。そこで、付加給付の導入については緊急に、慎重に検討していただけたらいいと思つた。それを最後にお伺いしたいと思つた。

○政府委員(岸本晋吾) もちろん私もこの問題にじんぜん口を送つておるわけではございません、建議がありましてからすぐに各組合の意見の照会もいたしまして、出そろひまして、同時に私どもいろいろ資料を集めておりますので、とり急ぎ結論を得たいと考えております。○伊藤頼道君 時間の関係もありますから、次の方について質問いたしたいと思つた。次に、先ほど申し上げました給付の改善の一環として、今までの付加給付について申し上げたのです。が、結婚資金について、これは今までの御承知のように短期給付の中に結婚資金というふうな給付はないわけですが、これでも、従つて、これからお願いする点は、こういう点について、どのよう到大蔵省としてはお考えになつておるか。こういう点を幾つかに分けてお伺いしたいと思います。

と、非常に結婚資金の面で相当苦慮を重ねておるわけですね。これは現在までそういう実情であつて、特に公務員の場合は、民間の一般結婚の平均年令よりは、三年ないし五年くらいおくれである、ある資料では見たわけですね。これは絶対確信を持っておるわけじゃないかもしれませんが、そういう資料もあるくらいに、さうに公務員の場合はおくれているわけですね。これは公務員の生活が苦しいという一つの現われだと思つた。そういうふうな、結婚資金については相当苦慮しておることは現実の姿のわけですね。こういう点について、どのようにお考えになつておるか、まずお伺いしたいと思います。

○政府委員(岸本晋吾) 結婚資金を出すのがいいか悪いのか、これはなかなか意見の分れるところと思つた。われわれが短期給付の運営を考へておりますのは、やはり主として病氣でございまして、その医療給付の方をできるだけ充実させていく、その医療給付をやるために、各組合員にそれほど負担もかからない、その程度に短期給付の総体を押えて考へていきたい。それ以外の結婚給付とかいう面になりますと、これは人によつて考へ方の違ひものでもございまして、それほどの案件に比べて優先順位をもつて考へる性質のものかどうか、非常に疑問を持つておるわけでございます。現に付加給付に関しまして、各共済組合からの意見が出ておる場合に、いろいろの給付が出ておるわけが、結婚手当金をやりたいと希望してこられたところは二十五組合のうち、わずか二組合でございまして、大多数の組合は療養とい

うもの重点を置いてほしいと言っておるわけでありませう。

○伊藤道雄君 これは根源にさかのぼらないと問題の解決のことにならぬと思ひますが、これは後ほどまとめて御質問いたしますけれども、共済組合というものは非常に名称からむずかしい。そこで、社会保険の一環であるというふうな今までの認識もないわけですが、さん相当骨を折つたでありませうが、啓蒙運動の不足も一部にあつて、非常に共済組合のことについて、従来はあまり関心がなかつたわけですが、ところが最近資金の問題とあわせて、資金と、社会保険である共済組合によってわれわれは支持されるのだという認識が、ようやく高まつてきたわけですが、最近の高まり方は相当熱が入つておるわけで、見るべきものがあると思ひます。そういうことで、前の資料とごく最近の資料ではだいぶ違ふと思ひます。最近各組合の代表からも、結婚資金の新設については相当強い要望があるわけですが、そういうことで、これらの結婚資金を解決しようという組合員が、社会保険である共済組合の中で結婚資金を解決しようというものは、当然と言わなければならぬと思ひます。こういう点について、どのようにお考えになりますか。

○政府委員(岸本晋吾君) ともかく共済組合の短期給付というものは、健康保険の制度を代行したものであります。しかも国の負担が半分まじつておるものでございませうから、やはり世間並みの相場というふうな給付をやるのが至当かと思つたわけでありませう。ほかの政府管掌はもちろんございませうし、組合管掌でもそう全般的にはやつておる

制度でもないわけでありませう。共済組合で今これを取り上げるといふのは、やはり少し時期が早すぎるのじゃないかという感じがいたします。同じことを申し上げますが、先ほど組合の最近の付加給付に關して調査をいたしました、その報告を見ましても、ほんのわずかに二組合でございませう。余裕があつたらまず療養の方にできるだけ力を注いでほしいというものが大多数の組合の希望でございませう。

○伊藤道雄君 これにあわせて、民間産業労働組の實踐について申し上げますと、一番早く結婚資金の獲得について運動し始めたのが日通です。日通は最初にごくわずかな額を要求したわけですが、二千円に対しては五百円を獲得した。それが重ねて熱心に運動した結果、会社側の了解を得て、現在では二万円の結婚資金を獲得してあるわけですが、さらに結婚祝金とかあるいは結婚貸付金、こういうふうな面でも、民間の多くの産業、労働組合が、相当、以上申し上げましたような名目で、一部はむしろ返済を要しないお祝金としてもらつておりますし、また中には貸付金として返済をするものもあります。そういう面でも相当多くの産業労働者は結婚資金について恵まれた環境下にあるわけですが、しかも民間産業労働者は、福祉機關にも相当恵まれておる上に、さらにこういう面もあるわけですが、公務員は民間の産業労働者に比較していわゆる福祉機關にはあまりにも恵まれていないという点も指摘できる。なおかつ結婚資金については、申し上げますような実情下にあるわけですが、そこで民間産業とのいわゆる均衡の点からも、この際、結婚資金につい

ても一応この短期給付の中に考えるべきだと思つたわけですが、この点について見解をお伺ひしたい。

○政府委員(岸本晋吾君) 民間のいろいろな結婚資金のお話がございませうが、民間では結婚資金というものは健康保険法の系統でやつておるところはまづないわけでありませう。政府管掌はもちろんでございませうが、組合管掌でも、健康保険連合組合の調査で見ましても、結婚手当金というものは、保険給付としてはいたしてないものであります。別途民間でいたしておるわけですが、これは事業主が事業主の立場で支給するもの、あるいは共済会というふうなもの、あるいは組織したもので、保険組合以外の別途の相互扶助組織で金をためてやつておる、こういうのが大多数でございませう。従ひまして、われわれの共済組合法、健康保険の代行である共済組合法にこれを取り入れるということとは、やはりそうした民間の例から見ても、若干筋違ひじゃないかという感じがいたすわけでありませう。かといつて、共済組合はこの結婚資金の問題に全然手を触れないかと申しますと、必ずしもそうではないのであります。共済組合には別途長期給付の積立金がございませう。年金の積立金がございませう。これを五分五厘ないし六分ぐらゐの低利で組合に貸付をいたしますところの生活資金として、その貸付の項目として結婚資金というものを貸し出す制度はもちろん共済組合でもいたしておるわけでありませう。これは民間の場合と同様です。しかし、これは民間の場合と同様、あくまでも短期給付として取り扱ふべき性質のもの

では、今のところは、ないやうに考えられます。

○伊藤道雄君 時間の関係もありますので、結婚資金については以上にとどめたいと思ひますが、ただ、結婚資金についても今後十分御検討いただき、一つ短期給付の中に新たな項目として加えられるよう、各位にお骨折りをいただきたいということを要望して終りたいと思ひます。

次に、同じく組合員から相当要望の高い分べん費、扶養者分べん費、これは御承知のように現行では、本人の場合には一カ月、配偶者の場合には半カ月というふうな給付があるわけですが、そこでお伺ひしたいのは、分べん費については、これは療養費と同様に全額これを給付にすることが至当であらうと思ふのですが、その見解についてはお伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(岸本晋吾君) いろいろな短期給付の種目の中で、実費をまるまる見るのか、あるいはその一部を見るのか、これは理論的にどれが正しいといふことはもちろん言えないであらうかと思ひます。しかし、保険財政をいたしまして、總体のワクがきまつていないといふようなワクがきまつております場合には、やはり優先順位に従つてその全額を見るか一部を見るかといふことを考へていくのが筋だらうと思ひます。そういう意味で、現在の組合の掛金率から考へますと、やはり療養給付以外の給付の面につきましては、ある程度で、必ずしも実費までは参らな、補助程度のもので満足していただくかなければならぬ面も出てくる

のは、これはやむを得ないかと考へております。

○伊藤道雄君 なおお伺ひしたいのは、組合員の場合と配偶者の場合では、今言つたやうに二対一の割合になつておる。この点についても、組合員の場合と組合員の配偶者の場合では、差別を設けるのは非常に不合理だと思ひます。一軒の家を中心とした場合には、本人の場合であらうと配偶者の場合であらうと、かかるものはかきまつし、何らそこに差がないわけですが、こういう点について、組合員の場合と配偶者の場合に差別をすることが不合理だと思ひます。その逆ですか。この二点まず見解をお伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(岸本晋吾君) 今日の共済組合の本人の場合の療養費は全額組合が持つ、家族の場合は半額を組合が持つというシステムになつておりますが、これは共済組合制度というものは、健康保険も同じでございませうが、特に共済組合には、やはり企業に対する、事業に対する貢献といひますか、貢献によつてものを判断するといふのが、共済組合全体を通じて一つの考へ方でありませう。やはり本人と家族とは、その点貢献度が違ふといふことは言へると思ひます。先ほど申しましたやうに、現在の掛金は、ある組合ではぎりぎりにきておる。これ以上掛金率を上げても家族を全額にする必要があるかどうか問題でありまして、今の保険料の範囲でいひますと、やはり家族は半分程度で満足していただくといふのはやむを得ないかと思つたわけでありませう。

○伊藤道雄 日赤の中央病院その他の資料によりますと、こういう実態になつておるわけです。日赤中央病院に、分べんのために、三等で一週間入院の場合に、これは最低ですが八千六百五十円を必要とするわけですね。それからその他の経費として、それに付随した経費として二万三千四百一十一円、合計しますと三万二千六十一円、大体三万二千円前後の金が必要にかかると、三等の入院の場合ですね。これは今申し上げたように、権威ある日赤中央病院での調査ですが、こういう点から見て、分べん費、本人の場合は一月、扶養者の場合には半か月、あまりに実態を無視した額であろうと思ふ。少な過ぎると思ふ。この点について、どのようにお考えになるか。

○政府委員(岸本晋吾) ただいま日赤病院の数字をおあげになりましたけれども、これは私どもの共済組合でどのくらいになるか、数字の点よくわかりませんので、これはどの高額になるかどうかはちよつと判断に苦しみますが、分べん費を俸給一カ月に押えておるのは、分べんというのはいわゆる普通の生活で、つまり病氣として扱つていないことからきておるわけでございます。分べんは医療給付として扱わない。これは健康保険制度全般を通ずる扱いであります。その建前からきております。従つて、実費を必ずしも全部見ない。現在の保険料支出の中でまかなえる範囲なら、せいぜい俸給一カ月分というよりなきめ方になつておるわけでございます。もちろん全体の保険料計算で許せば、これは多ければ多いにこしたことはないものであります。

○伊藤道雄 これは相当高給者の場合はあまり問題はないと思ひますが、下給者の場合、しかも奥さんがお産をするというような場合、半月というところでは、相当お産のために苦しまなければならぬという実態にならうと思ふ。そこで、最低保障額というものを一応きめておけば、下給者に対しては相当な支援にならうと思ふ。この点いかがですか。

○政府委員(岸本晋吾) 分べん費の最低保障額の制度につきまして、確かに最低の実費をまかなえない場合にどうするかということ、問題があるわけでございますが、しかし何分にも、この点、分べん費という制度も、やはりこれは健康保険法と歩調を合せて考えておるわけでございます。物事は共済だけで片づけば、それでいいわけでございますが、よそのお付き合いということも考えざるを得ないと思ひます。現在では、一応この一カ月程度が妥当であろうかと、かように考えておるわけでありまして。

○伊藤道雄 それでは、時間の関係もありまして、次をお尋ねしたいと思ひますが、今、非常勤職員とか臨時職員については、統計によつてまちまちですが、大体三十五万とかそれ以上の数が出ておりますが、そういう方々のその勤務の実態については、ほとんど一般の定員内の職員と変わるところはないのに、ただ雇用の形式が常時勤務に服しない。臨時に使用されておると、こういう理由だけで共済組合の適用を受けられない者が相当おるわけ

です。これもまことに不合理だと思ひます。これだけでも、この点についてまずお伺ひしたい。

○政府委員(岸本晋吾) 非常勤職員三十数万、そのうち常勤と同じような仕事をしている人間の数がどれくらいあるか。これはちよつと私も今数字がございせん。そうした常勤職員と同じような仕事をしておられる方は、共済組合に入れたらどうかというところでございまして、この問題、実は私も共済組合だけでちよつと解決できない問題でございまして、御承知の通り、臨時職員の場合、共済組合はもちろん、給与法においても一般の俸給表を適用したらどうか、あるいは定員法に組み入れたらどうか、こういう問題があるわけでございます。そうした公務員制度全般を通じての一つの取扱いの問題として私ども考えざるを得ないわけでございます。この非常勤職員問題につきましては、なるほど公務員制度調査室におきましても、根本的にその対策を考えております。その一環として、われわれは、国家公務員共済組合加入の問題も検討いたして参りたいと、かように考えております。

○伊藤道雄 現在の実情を見ますと、常勤労働者の給与支弁職員というのがあるのです。こういうワケを設定して、これはまあ行政措置だろうと思ひますが、ある程度加入を認めておるといふことを聞いておるわけですが、大体該当者はどのくらいになりますか。

○政府委員(岸本晋吾) 現在組合に加入いたしておりますのは、定員内職員のほか、いわゆる昔の常勤労働者を、今日では予算上常勤職員という言葉を

使つておりますが、この常勤職員というの、今、伊藤先生のおっしゃいました非常勤職員のうちの常勤的なものというところは、またグループは別でございまして、ただ、その数字につきまして、ただいまちよつと資料の持ち合せがございせんので、至急取り調べまして御報告いたします。

○伊藤道雄 この共済組合法の基本法ともいえると思ひますが、その健康保険法の十三条の二の二項を見ますと、「二月以内の期間ヲ定メテ使用セラルモノ」にして、その「期間ヲ超エ引續キ使用セラルモノニ至リタル」もの、こういうものについては健康に加入を認めておるわけでしょう。そういう点を考え合せた場合、この項を共済組合にも当然に適用されてしかるべきだと思ひわけなんです、この点はいかがでしょう。

○政府委員(岸本晋吾) この問題もちよつと私どもの考えておりますところ、おっしゃるところは、趣旨は違ふのでございまして、共済組合制度は、やはり職員の相互扶助の組織といひますか、やはり事業主としての国の一つの制度でございまして、国も片足突っ込んでゐる制度でございまして、そういう意味で給与制度、あるいは年金制度、あるいは定員制度、こうしたものの国の制度の一環として、やはりこの問題は考えていかなければならない、かように考えておるわけでありまして、従ひまして、たまたま二カ月以上働いてきたからということだけをもちまして、常勤職員と認定いたしまして、共済組合に入れるということになりますと、やはり国の制度全般の一部に異例的な取扱ひが出るわけでありまして、そ

こまで共済制度として今踏み切るだけの実は自信も、私どもないわけでございます。いずれにいたしましても、二カ月というだけであつて線は……。国の制度の一環としては、そこまでは踏み切れないというのが実情でございまして。

○委員長(亀田得治君) ちよつとそれに関連をしますが、二カ月というところに非常にこだわるわけですが、どの程度であればそういう非常勤職員というものを共済の立場からいっても組み入れていいかという点ですね。これは給与の問題であるよりも、むしろ収入の少い人にとっては、病氣になつた場合の手当ですね、これの方がよほど痛切だと思ひます。それに対して、實際上普通の国家公務員と同じような立場にありながら救済されない。二カ月といひますと、若干それが早過ぎるといひます。その二カ月にとらわれないで、どの程度なら共済組合制度にも包含していいものだろうか、そういうふうな点は、どういふふうにお考えでございましょうか。

○政府委員(岸本晋吾) これは、やはり公務員制度の根本に関連する問題だろうと思ひます。給与法にいたしまして、共済組合制度にいたしまして、やはり国の恒常的なポスト——官職を占めてゐる職員、これが対象にならうかと思ひわけでございます。その場合に、恒常的な官職を占めてゐる職員というものは一体何かということになるわけでございます。これをたまたま二カ月だと、これはまずいから六月だといふようなことでは、ちよつとやはり判断しにくいのでございまして、

こまで共済制度として今踏み切るだけの実は自信も、私どもないわけでございます。いずれにいたしましても、二カ月というだけであつて線は……。国の制度の一環としては、そこまでは踏み切れないというのが実情でございまして。

やはり国の恒常的な官職のポストというものはどれだけであるか、それに携っている人間は国の制度としてすべてに加入できるのだ、適用させていく、これが筋だろうと思うわけであり、これがこの方面の検討は、まだまだ政府として……、これはまだ公務員制度調査室で根本的にやっておる段階でございます。ですから二カ月とか六カ月とか何カ月が妥当かというよりなことは、ちょっと申し上げられないわけでございます。

○永岡光治君　これは岸本さんもおそろく御承知のことだろうと思うのであ

りますが、この非常勤というのは、二カ月という一応の制約をしておりますけれども、これは実は切りかえてやっているのです。二カ月で、また二カ月、切りかえる。しかし採用するときは補助職員というよりな名目で本採用にして採用しているのです。それがまたまた法定員法で縛られているから、本採用にならないだけで、仕事というのは同じことをやっているわけです。そういうものは公務員制度の問題ではなくて、定員法の問題です。だからこの前も本内閣委員会でも行政管理庁にたがだしたわけでありますが、こういう全く同じ内容の仕事をする者を非常勤職員という形でそのまま据え置くということとはけしからぬじゃないかということ、この前も強く要望したのでありますが、それは今度は必ず解決いたしますというよりなことで、大へん大みそを切っておりましたけれども、そういう性質、内容であれば、単に二カ月とか三カ月とかいう一応の名目にとらわれず、そういう非常勤職員というものは、——それは全くの臨時に四、五日

雇ってすぐやめてもらう、あるいはたとえ二三月やっても全くの臨時の職員であつて、当然その時期がくればもう仕事がないような、そういう職員であれば別であります、そうでない補助職員という名目で雇っているような非常勤職員ですね、これは当然私は対象になつてしかるべきだと思つてます。これは公務員制度の問題じゃないです。定員法の問題で、定員さえあれば、みんな本採用になるはずです。だから、それを公務員制度全般の問題だということで逃げられたのでは、ちょっと私は筋が通らぬと思うのですが。

○政府委員(岸本晋君) ちよつと今最初におっしゃいました点ですが、二カ月切りかえでやっているということですが、これはいわゆる非常勤労働者でございます、これは組合員に正式に入れているのでございます、現に今でも。それから後段の方の常勤労働者以外の実質常勤の非常勤といいますが、これは問題だらうと思います。これは確かに今日の定員法自体の問題でございますが、しかし定員法がなぜあいる漠然とした定員法になっているのかと申しますと、根本的に公務員制度がはつきりしたのになつておらぬということになると思います。これは共済組合以外になりますので、私の所管外になりますので申し上げませんが、公務員制度と定員法、これはうらはらの問題であらうとわれわれは考えております。この両方が正されていった場合に、初めてこの共済組合の問題も正しく解決されていくだらうとわれわれは考えております。

○秋山長造君 今の点は、先だつてこの委員会で行政機関定員法ですかね、

あの改正案を審議したときに、すいぶん非常勤職員の公務員法上の扱いについての論議が出たのですが、そのとき、従来この委員会でも再三にわたってこの非常勤職員の身分をはっきりしろ、それから常勤の非常勤の職員を定員の中に入れろというような付帯決議をしてきて、それらの決議を何回やっても、ちっとも政府当局によって尊重されておらないじゃないかということに対して、岡部行政管理庁の管理部長ですか、あの岡部さんが、これはもう

政府部内の申し合せによつて来年度から必ずこれはやるのだということに

なっておるのだから、一つこの定員法は何とか通してもらいたい、来年からは必ずやるのだから、解決をするのだから、こり言って約束されたわけですがね。政府部内でもそこまで見通しが立っていることであるならば、これは大蔵省の方でもまだ将来未知数の問題だということであつておかれないで、やはりその見通しのもとに立つて、今質問が出てゐる問題に取組んでいかれるべきものじゃないか、かように私は思うのです。

○政府委員(岸本晋吾) 定員法の改正について、行管の方から、来年は根本的にやりたいというお話があることは確かで、私も承わつたことがございますが、ただ、定員法の改正ということ、やはりまた同時に公務員制度の改正ということも関連することは間違いないのでございます。簡単にわかりやすく一つ例を申し上げますと、定員法は、いわゆるわれわれ行政官庁の役人でございますね、そのほかにいわゆる現場の公共事業の労働者まで官職に入っている、しかも、臨時的なもので

でございます。そうした種々雑多な官職が入っている、それをきれいにすることということは、統一的にはやはり公務員制度の新しい建前から分類されなければならぬということとは確かであります。その両方の作業がおそらく必要になるだろうと思います。定員法の方については、今行管の方でおやりになる公務員制度については、公務員制度調査室で目下御検討中でございます。そうした非常勤職員の取扱ひも、それによってきまりますれば、これは給与法

とか、あるいはこうした共済組合の制

のすから改まつてくる。これに入る人もおのずから自動的にきまつてくるのであります。そういう性質のものだろうと思うわけであります。全体の作業は、われわれはまだ内容を生じておりませんので、今その見通しの上で解決してしまふということは、ちよつと時期尚早だと思ふのです。

○永岡光治君　そうすると、私の質問に対しては、労務者は非常勤であつても、あなたは適用することにしておる、こゝういふ答弁でしたね、さうですね。

○政府委員(岸本晋君)　労務者というものは、昔は常勤労務者、今は常勤職員という名称を用いておりますが、これはともかく一年以上継続して勤務することを要するという一年以上という条件はないのでございまして、全く定員内職員と同じような勤務に服する職員、これのことを常時勤務職員、その者を予算上きめております。この者は、無条件に組合員に入ります。しかし、常勤職員という範疇に入つておつて、

実態は非常勤だというものは全然ないわけでごさいます。

○永岡光治君 官庁の実態はそうじゃないのですよ。やはり非常勤職員は、あなたの言ったように、常在非常勤という一つのワクがある。そのワクに入った人は皆それを適用させます。それ以外は皆だめです。そこに問題があるわけですが、私の言うのは、そのワクがあるために、常在非常勤というワクをはめて、それと同じ仕事をさせているのに、その人は二月月ごとに切りかえになっていかなければならぬ。全く同じ仕事ですよ。一方は、定員がないために、本採用にならないために常在非常勤、一方は、常在非常勤というワクをはめているために、常在非常勤のそのワクに入っていない、全く同じ仕事をしている非常勤職員がおるわけですよ。あなたは常勤職員と言いましたが、同じことをやっていて、一方は常勤勤務者という名前のついたものを入れられて、同じ仕事をしていながら、たまにまワクがあるために、ワクに入らない人は適用させないというのは全く精神に反している。あなたは、定員に入らなくても、非常勤であっても、常在非常勤はこれは入れるのだと言っている。適用させていると言うならば、なぜ全くそれと同じ仕事をさせておる非常勤職員、しかもそれは、常勤勤務者というワクのために、その中に入っていない人ですよ。私たちは、そういうものは適用してもいいじゃないかということは、あなたの答弁の中からは当然引き出してこれるものじゃないかと思うのです。そうでしょう。あなたの趣旨は少し不徹底じゃないですか。

○政府委員(岸本晋吾) ちょっと私の申し上げ方が足りないと思いますが、現在共済組合の組合員に入っておりますのは、定員内職員が第一、第二には、定員内職員と同じように、常時勤務に服すべきものとされております常勤職員、この二つでございます。それ以外の非常勤職員は全然組合員に入れない。たとえその実態が常勤的なものでございまして、常勤職員ないし定員のワクに入っていない限りは組合員といいたくない、こういうことになっております。それが不合理であるという御指摘だろうと思いますが、この点は、やはり国の制度として考えます場合に、こういうことにならうかと思うわけでございします。国の常時勤務に服する官職の数、これだけの数があれば国の仕事はやれるのだというのがこの定員であり、常勤職員の数でございます。それ以上のものがありまして、これは、国が予想しなかつた常勤職員であるわけでありまして、他方この給与制度にいたしましても、共済組合法にいたしましても、やはり国が恒常的に業務を遂行していくために必要な職員のための制度でございします。やはりその適用対象になつて参りますのは、常勤職員あるいは定員内職員であるというのが筋じやなからうかと思うわけでございします。これは、共済組合ばかりでなく、給与法でも、常勤職員に入らない限りは、非常勤職員として別途の手当だけを支給するという建前になっております。それに共済組合も平仄を合せておるわけでございします。もしそれがいけない、それじやどうもおかしいということになる、おかしいのは定員の問題でございまして、制度自体の罪で

はもろんないのじやないか、常勤の数がどんどんふえるからといって、制度をこぢんこぢや変えていくというところもちょっといかがかと思ひます。

○永岡光治君 国が認めておるのは定員法だけですよ。今言つた、常勤職員は何名というところは、法律じやありません。国会の承認じやないのです。政府が勝手にやつておるのです。あなた方が勝手にワクをきめておるわけですよ。そのワクも、非常勤職員の中から、常勤職員といひ、非常勤職員といひ、全く同じ仕事をさせていて、形式の上では皆非常勤なんです。あなた方は定員法に縛られておるために、その中で常勤職員のワクをきめておるだけですよ。そのワクをあなた方がきめたものだけは適用される。これは、政府の勝手じやありませんか。何も国会で承認したわけじやない。そういう数を何名にしろというところは、国会も認めておりません。そのワクをあなた方がきめたわけですから、そのワクを広げるか、広げないとするならば、全く同じ仕事をしておるものを勝手にあなた方が適用させておるのですから、常勤勤務者には共済組合法を、そういうわけですから、そういうふうな、同じ性質を持つておる非常勤職員も、当然ワクがあるために入れなかつたのですから、なぜあなたの方の責任においてやらないのですか。これこそ政府の責任じやないですか。それが聞いてもそうですか。それが聞いてもそうですか。国会の承認したものは定員法だけです。非常勤職員が何名でよろしいという決定はおらん。その非常勤職員の中から、あなた方が勝手に常勤勤務者というワクをきめたわけですから、各省に割つていただけ

すから、だから、同じ仕事をしておいて、そのために二カ月切りかえになつておるのです。ワクをはめられたために。だから、なぜ同じ仕事をやつておるのに共済組合の適用を受けさせないのですか。やがてその人は、皆同じように一年か一年半すれば本採用になるでしよう。あるいはその中間において、常勤職員というワクの中に入つてゆくでしよう。当然じやありませんか。私の言うのは、毎日全くニコソンの臨時に雇う者を言つておるのじやない。常勤勤務者あるいは定員法の中の職員と同じ仕事をやつておる非常勤職員には、あなたの言う趣旨から言へば、当然適用されてしかるべきじやないか、そういうことを私は主張してゐるので、政府の責任じやありません。と、何でもない話で、政府の責任ですよ。

○政府委員(岸本晋吾) 定員内職員は、たしかに定員法で国会の承認を得ております。しかし、常勤職員につきましても、これは、予算書にその定員数はあげておられて、これはやはり国会の承認を得ておられます。それ以上常勤職員の数は、政府として勝手にふやせない仕組みになっております。その点は、定員外常勤職員も同じでございます。

○委員長(亀田得治君) ちょっと聞きませんが、定員法以外の、例の新しき名前では常勤職員、これは予算上、予算を通して国会の承認を得たのだ、こういうことらしいのだが、法律上の根拠はないわけですね、どれだけの人数をという。

○政府委員(岸本晋吾) 法律上は、何名という根拠はございません。

○委員長(亀田得治君) そうであれば、いわゆる常勤的な非常勤職員、これについて、政府が同じような取り扱いをしようという気持になつて、その予算上の裏付けをして、国会の承認を求めればそれでいいわけですよ。ただあなたの方でそういう気にならないうちの間のことであつて、なりさすればちつとも差しかえないわけですがね。というふうな疑問が出るわけですよ。その点どうですか。

○政府委員(岸本晋吾) つまり予算上常勤職員の数を、今の御説によると、ふやせばいいじやないか、こういうことでございしますね、国会で承認して、確かにその通りでございしますが、ただ、毎年政府の方で定員になる予算上の常勤職員として御審議願つておりますのは、やはり事務、事業の観点から考えまして、これだけの常勤職員があれば国の事業ができるというところで定員をきめて、御審議を願つておるわけでありまして。

○委員長(亀田得治君) そこで、実際の事情は、そこに非常に無理があるから、同じことをしてはならぬと違つた扱いをするのは無理があるから、そういう政府の考えを改めたらどうか、こう言つておるわけですよ。その政府の考えでいいのだという前提だつたら、何も改まらないで、そういう立場で、やはり質問に対して、もう少し自分の立場も振り返つてみて答えてもらいたい。

○政府委員(岸本晋吾) つまり今の実質的常勤の非常勤の取り扱いという問題が、これが制度の面で落ちた。それを給与制度の面とか共済組合制度の面とか、制度の面で考えるのか、あるいは事務、事業の実態から見ても、それだけの定員をもつとふやす必要があるから考えるのだ、そういう考え方もあります。どちらでゆくのが正しいのかというところにならうかと思ひます。ただ、今まで、これはひとりで共済組合ばかりでございまして、給与法でもそれでございしますが、少くとも常勤職員として予算上あるいは法令上認められた数の範囲内でこの制度を適用していくというところはとられて参つておるわけでございます。同じ国の制度でございしますが、共済組合だけ取扱いをするというのは、ちよつと私どもとしてまだ踏み切りかねるということをおし上げておるわけでありまして。

○永岡光治君 今、おかしなことをあなたはおっしゃつたものですがね。定員法は、確かに国会承認を求めて予算に組まれる。しかし、常勤職員については、予算の上であなた方は承認を求めたからこれを認められてゐるのだと、こういう表現ですね。非常勤職員だつてそうですよ。あなたの方、予算を提出するに、常勤職員及び非常勤職員と分けられるのは別として、賃金の点で、予算があるのに人員がなくてどうするのですか。みんな分けておられるじやありませんか。この中に含まれておるのですよ。賃金の予算の中に、常勤職員幾ら、非常勤職員幾らとおそろく出しておる。出さなければ算出根拠はないのですから、おそろくあなたの方各省から国会に出された予算の概算要求書を見てもらなさい。必ずあると思う。なくてあなたの方、非常勤の予算が幾ら要するというものを国会が承認するのですか。それでよろしいが、少くとも国会で、最終段階何名ということ

がなくても、この算出の根拠は何名のものか、常勤勤務者については何名のものかというこの積算があるはずですよ。そういうあなたの方詭弁を言われれば……、非常勤職員も常勤職員も、これすべて国会で承認を得ているのですね。それはどういふふうに考えておるのですか。

○政府委員(岸本晋君) 非常勤職員の予算につきましては……。

○永岡光治君 単価幾らと、何名と出しておるのでしょうか。

○政府委員(岸本晋君) 単価幾ら、何名と出しておるものもございいます。あるいはそれのない、たとえばこの事業では、賃金予算では、この範囲内で処理できるといふ賃金予算で一括したのもございいます。その点は、必ずしも歩調はそろっておりません。しかし、非常勤職員というものは、あくまでもやはりやる仕事の実態は非常勤であるという建前で考えておるのであります。

やはり同じ員数で国会で御審議を願ったとしても、これは、常勤職員の員数とはおのずから性質が違ふものだからと、かように考えております。

○永岡光治君 おかしなことを言うな。それは各省によつて、人員をもとにして、人員を含めて予算を出しておるところもありましよう。あるいは一括して何円という、総額の何千万円というものをを出しておるところもありましよう。しかし、それは単価がなくとも、その金額がきまりますか。きまらぬでしようが、もし常勤勤務者幾らという計算をして出したら、これは予算の上で認められておるのだから、定員の上で認められておる、その他の

ものは、ただ賃金という金額で認められておるから、これは認められぬということになったら、おかしいと思いませんか。非常勤職員は、これもおそらく賃金要員の中においては、賃金要員の問題とか、賃金予算で出されておるのじゃないですか、給与総額の中に入っておるのですか、どつちなんですか、賃金予算でしよう。

○政府委員(岸本晋君) 非常勤というのは、賃金あるいは非常勤職員手当という名称を使っております。

○永岡光治君 そうして非常勤職員はどうなつておるのですか、賃金予算でしよう。

○政府委員(岸本晋君) 賃金予算ばかりでなく、非常勤職員手当という特殊な名目を用いておるものもございいます。

○永岡光治君 そうでしよう。それなら、みんな承認されておるのじやありませんか。国会でそういうことを前提にして承認しておるのじやないですか。あなたの論法をもつてすれば、常勤職員同様、非常勤職員についても国会で承認を与えたということになる。そうだとすれば、その予算を認めたから、これは定員並みに扱ひののですというのであれば、非常勤職員と全く同様なことがいえると思ひます。私は、しかしながら、そういうさまつなことを申し上げておるのではないのです。本質的なことを言つておるのです。ワ

クが、非常勤職員というものは何名とすることが各省に割り当てられておるために、同じ仕事をやっておりますが、二カ月ごとに切り替へられておる。そういう非常勤職員についてこの共済の適用を受けないというのはおかしいじやないか。あなた方が、定員法があ

るためにそういう非常勤職員が受けられないというのがおかしいからという

ことで、常勤職員まで作つたのですか

ら、だから、そのワクを当然上げて適用すべきじやないかというのを、本

質論を言つておる。これは常識論じや

ありませんか。毎日、日々雇はれる人

を言つておるのではないのですよ。全

く常勤職員と同じ性質を持つておる非

常勤職員をなぜ共済を適用しないのか

というのを言つておるのですから、こ

れは政府の一存でできるわけであり

ますよ。政府の一存で、政府の責任で

これはできると思ひます。何も国会でそのことを認めないという口実はどこにもありません。

○政府委員(岸本晋君) 実質的な常勤である非常勤を政府の一存、行政行為ということでございますか。

○永岡光治君 行政措置。

○政府委員(岸本晋君) 行政措置では、これは不可能でございます。少くとも常勤職員ということでは、その数は国会の御承認を得ておるわけでございますから、それをこえて常勤職員の数をふやすという措置になるわけでございます。それはやはり行政措置では不可能であらうと、かように考えております。

○永岡光治君 どうもおかしいな。それは、常勤職員について国会承認を与えておるのですが、何名以上雇つちやいけないというのを、そういうことを承認した覚えはないのですよ。それは、あなたの方で勝手にふやしてもかまわないのですよ。腹は痛まないのですよ。同じ賃金をやつておるのですから、給与、出すものはちつとも変りないのですよ。名前が違ふだけです。

○政府委員(岸本晋君) つまり予算の面で申しますと、常勤職員給与という、一つの予算の目がございます。常勤職員給与は、普通の定員職員給与と同じように、扶養手当、勤務地手当、そういうものを込みにした計算でできております。人数幾ら、そういうことで、目の予算がきまつております。

非常勤職員は、一括した総額を積み上げてございまして、あるいは常勤職員よりも低い単価で、それに人数を積算したこともございしますが、いずれにしても、常時勤務に服する職員として予算上認定いたしておりますのは、常勤職員の数だけでございます。それ以上、またその数をふやして人を採用するということとは、できないことに相なつております。

○永岡光治君 私の言ひのは、ちよつとあるいは行き過ぎであつたかもしれせんけれども、臨時者を共済の対象にするという、これは法律の改正はもちろん必要でありましよう。必要でありましようが、そういう意味で、行政措置でできないというあなたの理由も正しいと思ひます。それは、考え方としては、当然常勤職員と非常勤職員と同じ性質のものですから、それを区別する理由はないのですよ。区別する理由がどこにあるか、私にはわからない。ワクがあるためだけに、ワクがあるためだけに、常勤職員に採用できないのですよ。仕事は同じことをやらしておいて、待遇だけ区別つけるというその精神が、そもそも間違つておるというのです。だから、当然これはやつてしかるべきだと思ひます。どうですか。もう一点、本質的な問題で尋ねたいのですがね。

○政府委員(岸本晋君) 今の実質的常勤の非常勤職員の取扱ひの問題でございしますが、そういう問題を定員の面で、たとえば定員をふやすとか、常勤職員の数やふやすとかいう面で解決するとか、給与制度の面で、こつした給与制度とか、共済組合の制度という面で、制度を何か変えて救済していくとか、これは、考え方は二つありうかと思ひますが、今までといたしまして、給与法も共済組合法も、少くとも制度自体をそのために変えるという方法はとつておらないわけでございます。制度というものは、そういう定員査定と違ひまして、軽々にそう変へるべきものでないと思ひます。これは、もつぱら定員の問題として処理するべき性質のものであらう、今まではそういう取り扱ひにいたしておりました。

○永岡光治君 実に頭が固いと思ひます。これは、適用するという方針がきまれば、これを定員の中に入れてか、あるいはそうでなく、他の方で解決するかという方法論です、あなたの方で、区別をする理由はどこにあるかというのを言つておるのです。なぜ救済してあげないかというのです。同じ仕事を長期にわたつてやらされておる。たまたまその人が非常勤であるという名前で、しかし、常勤のワクの中に入る人はそれで救済できる。もともと常勤職員という制度を設けたのは、定員法で救われぬ人を救おうという精神じやありませんか。その精神を伸ばしていくならば、長期にわたつて非常勤職員になる者は、同様の精神をもつてこれは救済するのが建前

じゃないか。その方針さえきまれば、これは簡単に方法論は幾らでもあるわけですから、これは、もしたとせば本採用することがこの次の通常国会まで待たなければならぬというのであれば、共済組合だけでもこの際は救済しようという事になれば、これは法の改正も必要でありましょう。だから、そういうことについて、あなたは、それを適用することがいいのか悪いのかということに、本質論を私は聞いています。それは定員法でどうだ、どうだ、こういう定員法であるから、こういう不合理が出てくる。その不合理を直したいから、あなたにこういうことを聞いておるわけですから、必要があるかないかというその前提を抜きにして、縛られているからできないという、その現状の説明を私は聞いています。それはいいのです。

○政府委員(岸本晋吾) この問題は、同じことを繰り返して恐縮でございますが、制度面と定員面と、両方あわせて検討しなければならぬ筋の問題かとも思います。なおその関係した方面との歩調を一にいたしまして、検討はいたしたいと思ひます。

○竹下豊次君 常勤職員の俸給です。これは事業費から出ているのでは

なく、別にその予算は、給料、俸給として組んであることになるのですか、事業費から出ているのですか。

○政府委員(岸本晋吾) 常勤職員の給与は、一般の事務官庁では特別の予算で持つわけございまして、そこに計上してございまして。

○竹下豊次君 非常勤の方はいかがですか。これは、事業費の方からみんな出ておるのですか。

○政府委員(岸本晋吾) つまり事業という言葉でございまして、いわゆる公共事業とかいうものをやっております建設省とか農林省とか、そこにある事業費、その中に入っておりますものもございまして。それ以外は事業費ではなくて、一般の官庁では、単独の目では出ております。非常勤職員の手当、これは諸手当というもののうちの細目として出ております。

○竹下豊次君 二カ月目に非常勤職員を切りかえるというのです。まあ継続していくと……これは、すべての人がそういうふうにして切りかえて、長く常勤職員のように続いていくという事になっておるのでしょうか。ある者は長く続けれども、ある者は、それが少数であっても、二カ月で、あるいは四カ月目にはやめるとかいうふうな事になっておるのですか。

○政府委員(岸本晋吾) 非常勤職員は、これは大体日々雇用の形式をとるか、あるいは二カ月以内の期間を定めて雇用される者か、どちらかでございます。それ自体更新しない。長く続いております。それ自体更新する。たとえば、三十日で契約した者は、三十日が終わったとき更新する。これは、二カ月以内で更新するというお話は、常勤職員のことだと思ひます。

○竹下豊次君 非常勤職員じゃないんですか、二カ月目に変更していくというの。そうじゃないんですか。私は勤法の関係から申しますと、雇用期間二カ月以上の者が定員内職員で、二カ月未満の者はすべて定員外の職員ということになっております。定員外の職

員でありまして、事実上常勤職員がございまして、これを予算上常勤職員という事にして、人数を査定いたしまして持つてくるわけでございます。しかし、その常勤職員につきましても、定員法との関係から申しますと、二カ月未満の期間を定めて雇用される者、こういう建前になるわけでございます。そこで、実質上は、その常勤職員は、二カ月ごとに雇用期間が切りかえられて、無期限にずっと恒常的に採用されていく、こういう建前をとっております。

○竹下豊次君 私、どうも理解がよくできない。永岡さんの御質問を聞いておると、常勤職員も非常勤職員も、ちつとも事実上違わないじゃないかという建前に論理を進めておられるように私は聞いておるのです。そうすると、それをほかの言葉でもう少し詳しく言うと、両方とも長く勤続するのじゃないか、少くとも大多数は、非常勤という名目のつく者でも、やはり長く勤続して働いておるのじゃないかという前提のもとにお尋ねになっておる。しかし私は、永岡さんよく御研究になっておるから、間違いないだろうと思ひますけれども、この際、疑問を起しましたのは、非常勤職員の方で長く続かない者が相当ある、あるいは少数でもあるというならば、その二つの者の待遇を別にするということも、必ずしも理屈の通らないこともないのじゃないかという事を疑問を持ちましたので、非常勤職員という名前がつく者であっても、長く続いている者であるか、あるいは二カ月なり三カ月、四カ月というふうなもので、あるいは

それ未満でやめる者が相当あるのだという事であるのか、その実質が違ふか違わないか、両方のです。それによつて同じ待遇をすべきか、することができないかという問題が分れていくのじゃないか、こういう疑問を持ちましたので、お尋ねしておるわけ

です。

○政府委員(岸本晋吾) これはやはり、今の定員制度の建前からちよつと申し上げますと、この定員内職員というものは、常勤勤務に服する職員でございます。ところが、定員外にもたくさん職員がおるわけでございます。その中にも、相当長期間にわたつて常勤勤務に服する職員があるわけでございます。その者は、やはり定員内職員と同じような処遇はいたさなければならぬわけでございます。そこで、その定員外職員のうちのある部分を限りまして、これを常勤職員といたしまして、これを予算上いろいろ各省と御相談して、これだけの数は要するだろうという査定をいたしておるわけでございます。これを常勤職員と定めて、この定員外の職員のうちの常勤職員は、これは、定員内の職員と全く同じような処遇を受ける、給与の上でも共済組合の上でも、同じ処遇を受けるわけでございます。ところが、定員外職員のうち常勤職員に入れなかつたその他の者がまだおるわけでありまして。これがいわゆる非常勤職員でございます。この非常勤職員のうち、実質上常勤的に長く勤めておる者がまだある。その部分は、予算上常勤職員として査定された人と同じような待遇をしなければいかぬじゃないか、これは永岡先生のおっしゃる通りであります。ところが、そ

の定員外職員のうちから常勤職員を除いた残りの職員は、一応問題の考え方いたしましては、それだけの常勤職員は、国の事務、事業の必要からいへば、国の事務、事業の常勤職員を認めたい以上は、さしあたりそういう箇所はないだろう、こういう査定をいたしておるわけで、その定員外のいわゆる非常勤職員以外の一般の非常勤につきましましては、これは、その中に常勤的な者があつた場合には、これをどういう形でめんどろを見ていくかという事は、これは、定員をふやすという場合もあります。と同時に、制度面で、これは永岡先生のおっしゃる点であります。常勤職員は定員には入れなくても、制度面で同じような待遇をしたらいけないか、こういうことでござい

ます。今までの過去の取扱い方から申しますと、やはりそれは、定員の数の問題として処理することが建前であらうということでございます。私どもの考えでは、これは、国の事務、事業の必要から、これだけの人員が要するという査定をいたすわけでございます。その査定されたものはすべて同じ取扱いをされて、それ以外はやはり制度としては別の制度になる、まあこう考へておるわけでございます。

○竹下豊次君 この一応オミットされた非常勤ですね。その職員の現在の――

現在のものですよ、職員のうちにはやはり常勤的なものが残つておるのか、あるのかないのか。まああなたの今の御説明を聞くと、ないものと仮定して、大蔵省の方ではそういうふう

に思ひ込んでの御説明のように聞くの

は、

は、

は、

は、

は、

は、

は、

は、

は、

は、

は、

は、

は、

は、

は、

は、

です。そういうふうに聞こえるので
す。しかしそれは、実際調べればわか
ることなのですね。実際調べればわか
ることであるから、これからお調べに
なってもいいわけなのですが、しか
し、もうお調べになっておるのかもし
れないと思うのですがね。だから、そ
ういうものがあれば、永岡さんの御議
論は、私は筋道が通っておるのじゃな
いか。しかし、私が言ったように、そ
れに該当しない者が相当あるのだとい
うことだったら、今の非常勤職員を、
永岡さんのおっしゃる通りに、全部常
勤職員と同じように扱えというのも
ちよつと無理がありはしないか、そう
いう気持がするのです。

○永岡光治君　そういうことを私は
言っておるのではない。同じ条件でな
くても、実態の同じものをやりなさい
と言っているのです。

○竹下豊次君　そうですか。それなら
ばそれでいいわけですが、ただ、問題
が残るのは、その実態を一々検討する
場合に、どれだけの手かずが要するの
か、あるいはその変動が非常に著しく
起ってくるのかという問題が起って
くるのかもしれない、そういう気持がし
ます。

○委員長(亀田得治君)　非常勤職員の
中に実態の同じものが相当数ある。そ
れから、ほんとうの意味の非常勤もあ
りますよ。委員とかであります。実
態の同じものが相当ある。何人か、
はつきりつかんでいないかもしれぬ
が、あるということだけはわかつてい
るのですね、あなたの方で。

○政府委員(岸本晋君)　これは、人事
院の調査でございますが、われわれ、

そういうものがあることは承知いたし
ております。

○委員長(亀田得治君)　ちよつと速記
をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(亀田得治君)　速記を起し
て。共済三法に関する質疑は、本日は
この程度にいたします。

委員会は散会いたします。

午後五時二十七分散会

昭和三十一年五月二十日印刷

昭和三十一年五月二十一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局